

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1番	井川 芳 昭	2番	清原 良 典
3番	中島 貞 次	4番	服部 千 秋
5番	長谷川 原 司	7番	中井 政 喜
8番	嶋 澤 達 也	9番	花 畑 奈知子
10番	佐野 芳 彦	11番	熊谷 直 行
12番	上田 富 夫	13番	村田 興 亞
14番	桜井 公 晴	15番	橋本 恭 子
16番	北川 嘉 明		

会議に欠席した議員

6番 井村 淳 子

会議に出席した事務局職員

局 長	山本 修 三	書 記	木村 和 義
書 記	肥塚 馨		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首藤 正 弘	副 町 長	八幡 儀 則
教 育 長	圓尾 哲 一	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸尾 満	経 済 建 設 部 長	富岡 慎 一
教 育 次 長	塚原 二 良	財 政 課 長	香田 大 然

（開議 午前9時59分）

議長（北川嘉明） 第1回太子町議会定例会第2日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成21年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（北川嘉明） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、中井政喜議員。

中井政喜議員 おはようございます。

通告に従いまして、中井政喜、一般質問をいたします。

それでは、太子町の消防団はということで今回既に通告をしておりますので、この1点

をお願いします。

では、始めます。

太子町の消防団員はみずからが本業としての働く職場を持ち、その一方で太子町住民の生命、財産を守るために太子町から委嘱されて日夜活躍している組織団体であります。自分たちの町は自分たちで守る、自分たちが生活している地域は協力し合って、地域の安全・安心な生活環境づくりに貢献する、この崇高なる精神に基づき、その志を持つ人たちが集う消防機関の一つであります。

さて、消防団員の活動は、緊急を要する火災発生時の消火活動、また地震、風水害といった大規模災害の発生時での被災者を救助、救出活動、警戒巡視、災害防御活動に従事し、住民から多大な期待と信頼を背に受けているのが実態であります。また、平常時においては、消防訓練、特別警戒等、それぞれの地域で活躍しています。太子町にとっては重責を担う消防組織の中核的な組織であります。

しかしながら、消防団員は、全国的に見て近年定数割れの自治体が多く、本町も定員定数が457名に対し実団員数は431名で、マイナス26名の定数割れを生じているのが実態であります。

そこで、以下の点についてお尋ねをいたします。

1つ、太子町消防団員定数割れに対し、どのような方策を講じてきたのか。

特に、私自身皆さん方にぜひ聞いていただきたいのは、消防団員のここで定数は457名、その根拠がどういった形で設定されたのかということもぜひお答えいただければありがたいと思います。

それと、定数割れは過去何年前ぐらいから生じてきたのかということもあわせてお願いします。

それと、その定数割れの主な原因はどのように把握されているのかということもあわせてお答えいただければと思います。

また、今後のそういったことで、今現在の

取り組み状況も報告並びにお答えをいただければありがたいと思います。

2点目に入ります。

各地区4校区それぞれの分団における定員数はどのような基準をもとに決め、その後何年が経過して今日に至っているのかということを質問いたします。

3点目、消防団員の緊急出動要請のネットワーク体制はどのようになっているのが現状なのかということもあわせてお答えをいただきたいと思います。

4点目、太子町の消防団員にあっては、年齢制限を設けているのかということもお答えいただきます。

5点目、消防団員の安全教育、技能向上策はどのようにされているのかということもお答えをいただきたいと思います。

6点目、太子町内では、現在自治会単位の自主防災組織を立ち上げているのが現状ですが、今後地区消防団員との活動をどう整理し、整合させていく考えなのかもあわせてお答えをいただきたいと思います。

最後に7点目、現在の太子町内消火栓設置基準をどうなっているのかということもあわせてお答えをいただきたいと思います。

以上7点、お答えをいただきたいと思いません。よろしくをお願いします。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） お答えを申し上げます。

まず、1点目でございますが、定数割れについてのお尋ねがございました。

まず、457名、条例定数の決まっていたいきさつといったことではございましたが、これにつきましては昭和59年度だったと思っております。第1次機構改革というのがございました。そのところで従来の1,050人から457ということになりまして、53分団の編制ということになりましたんですが、その数字の根拠といいますが、どういったことかといいますと、ちょっと私もその当時の詳しい状況がわかりません。かなり突っ込んだ検討をされた中での

457ということであったというふうに思っております。

それと、定数割れの状況でございますけれども、過去何年ぐらいからかということなんですが、これも確かに何年経過しておるといった年数はちょっと把握はいたしておりませんが、少なくとも私が生活福祉部長になりましたからは定数割れの状況が続いております。

その原因ということなんですが、これは本町に限らず、全国的に見ましてもやはり条例定数から大体平均しまして約95%の現員率といった数字が出ておりまして、本町におきましても大体全国平均と同規模の95%といった状況でございます。

いろいろ原因があるわけでございますが、やはり若年層の減少といったことが全国的にもありますし、また俗に言います被雇用者、俗に言うお勤めの方が大体全国でも7割と、消防団員の7割を占めるといったようなことも、その増加傾向が原因の一つであるというふうに思っております。また、地域社会の変容というのが、これもあるわけございまして、その中には常備消防の充実といった側面も絡んでおるのではないかなというように思っております。

これらの減少に対する取り組みでございますが、各市町とも取り組んでおるんですが、なかなか目に見えた効果というのはございませんが、本町におきましてはやはりそれぞれ地域を守る中核組織でもございます。各分団並びに自治会のほうに団員確保については重々のお願いを申し上げて、また全町、町報によりまして広く住民の皆様に消防団の入団を促すといったことで、この平成20年度も7月広報、また今月の3月広報で募集をしておるところでございます。

今後の対応でございますが、引き続きやはり地域の中核ということもございまして、引き続き分団並びに自治会のほうをお願いをし、また町報等を通じまして広く住民の皆様にも啓発を促したいというふうに思っております。

ます。

それから、2点目でございますが、その定数の基準とその経過年数のお尋ねがございましたんですが、平成7年の各地区の世帯数をもとにいたしまして、ちょうど平成8年度だったと思うんですが、消防団活性化委員会で検討していただいております。そのときには、これという大きな基準ではないんですが、大体50世帯未満では大体3名、50世帯以上は大体6名という基準的な数字が出されておりました、そこで団活動に必要な人員として最低6名の確保というところが出たようでございます。

大きな世帯を持ちますところにつきましては、その超える分の案分といったような形でプラスをされたというふうでございます。したがって、経過年数的にはもう13年ほどが経過をしておるといところでございます。

それから、3点目でございます。

緊急出動のネットワークの体制でございますけれども、これはもう第一義的には消防団の出動要請についてはサイレンの吹鳴といったことで団員の皆様にはお伝えをします。現場等の詳細につきましては無線並びに消防本部への電話により確認をするといったような形でございます、ネットワーク体制につきましては、以上でございます。

それから、4点目でございますが、消防団員の年齢制限についてでございますが、特段の定めはございません。年齢制限の定めはございませんが、地域によりましては、俗に言います、申し合わせ的定年といいますが、定めている場合があるようでございますが、その実態については我々ではまだ把握をいたしておりません。

それから、5点目の団員の安全教育、技能向上策でございますけれども、団員への教育、また技能向上につきましては団員、また分団長に対しましての研修を行っております。特に技能向上につきましては、消防署の常備消防の指導によりまして操法の訓練が中

心になってこようかと思うんですが、その操法の訓練をいたしますと、非常に各技術並びにそういう消防に対する基本的な姿勢といいですか、そういったことが培われますので、この操法訓練をもって技術向上を図っておるというところでございます。

それから、6点目でございますが、自治防災組織との活動の関係でございます。これも今さら言うまでもありませんが、消防団といいますと、やはり防災でも中核といったこともございまして、当然団員もその地域地域の住民の皆様でございまして、各自治会におきましては自主防災組織と密接不可分といいですか、その中で連携を深めていただいておりますので、今後とも自主防災組織の一つの一員といたしますか、機関として参加をしていただくということになろうかというふうに思っております。

それから、最後でございますが、消火栓の設置基準でございますが、これは法律のほうに一つの基準というのは勧告をされておまして、その勧告の中身は大体おおむね100メートル以内に防火対象物があるところという表現になっておまして、防火対象物といたしますと、もうほとんど建物すべてでございますので、おおむね100メートル範囲ということでございまして、ちなみに消火栓の数が今現在1,063だったと思うんですが、単純に計数的に割り戻せば、太子町の面積をこの半径で割ってみれば、大体700から800ぐらいの割になろうかと思うんですが、これは地形もございまして、また水道の本管の布設状況がございまして、一概に単純に割って何個ぐらいが正しいというのは言い切れないというところでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 中井議員。

中井政喜議員 それでは、1点ごとにお尋ねをしてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、1点目の定数割れの関係ですけれども、どこの自治体も大変な状態であるという

ことは全国的にも過去新聞にも既に報道もされておりますので、大変な時代になりつつあるんだなあということで、私も非常に懸念をしとるところでございます。

じゃあそうしたら、この定員が一体何名、今現在太子町では457名なんですけれども、本当にこの定数を、とにかく今の太子町にとって本当にこれが正しいのかどうかということもちょっと私なりにあちらこちらで聞いてきたわけですが、これの定数の決め方はどうも自治体がそれぞれの自治体で決めていくというようなことで聞いた記憶があるんですけども、多分そうだと思いますけれども、その中で今後こういう定数割れをしていく中で、もし大きな災害が発生したときには、大きな地震災害、また大きな風水害に遭ったときに消防団員の力は私は決して軽々しくないと思うんですよね。やはりこういった組織で動くときの力というものはやはり個人の力と違わして大きな活躍をしていただくわけでございますので、この辺が今太子町にとっては余りそういった大きな災害に見舞われていないので、そういうことを危機感を持って、危機感が薄れているのではないかとこのころも懸念するんですけれども、今の自然の世界的な気象環境を見ますと、どこで何が起こるかわからないという自然環境になりつつあるわけでございます。そういった中で、きちっとした備えは怠ってはいけなないと、こういう思いで今回こういう質問をとってるわけですが、当局に対しましてこの457名の維持をしていくのか、あるいはまたこの定数を見直していくのかということの判断がもしいただけるのであれば、返答がいただけるのであれば、ぜひこの1点について、またお答えをいただきたいと思っております。

それと、よそ様のところでいろいろ私も調べたんですけれども、近隣のたつの市さんもちょっとどういう状態ですかということで聞いてまいりました。参考までに言わせていただきますと、たつの市さんは定数1,500名に対してやはり1,441名で、59名の定数割れを

生じておるといふことで非常に苦慮されてるようでございます。やっぱり太子町についても同じ実態だなというふうに感じておるわけですけども、じゃあたつの市さんはどういう方策をとっておられるのですかという、やはり今の状態ではなかなか前に進まないというのが実態であるというふうなことも聞いております。

その中で、再度太子町はこの定数に対しての考えをお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） この平成8年に検討されたときもそうなんです、やはり条例の定数につきましては非常にいろんな角度から検討されでき上がった数字ということございまして、この457人に対してどういう考えかということございまして、一般的には通常は十分といえますか、おおむね満足な数字というふうに思うんですけども、やはり大規模の災害ということになりますと、これはどの自治体も同様の答えをしたいと思います、やはり不十分であるということございまして、そのあたりをどうするかということで大変地域の消防力全体の中で考えていく問題でございますので、この消防団だけの457云々といったことはなかなか歯切れのいい答弁ができにくいわけでございます。どの自治体とも話ししてもやはり同様のことでございまして、大規模の災害を考えたときには不十分であろうということございまして。

議長（北川嘉明） 中井議員。

中井政喜議員 ご答弁するには確かに難しい答弁になろうかと思えます。この辺も含めまして、定数を決められてから既に25年が経過するような状態でございますし、また当時決められたときから比べますと、常備消防を配置されたということでもありますし、その中でまた機動分団も新たに設けられたというような経緯経過もあろうかと思えますので、しっかりともう一度現場におられる消防団員

の方と一度しっかりそういったことを協議されてもいいんじゃないかというふうにも思っておりますので、これ以上のお答えはちょっと難しかなあというふうにもこちらも感じますので、今後の太子町の消防団員のあり方についていま一度よく考えていただきたいなということをお願いしておきます。

続きまして、2点目に入りますが、平成8年に各消防分団ですね、3名とか、あるいは6名の分団の配置をするということの答弁をいただいたわけですけども、この平成7年から13年がもう既にたってきてるわけですね。その中で太子町は各自治会には大きな人口差が出てきております。それはもうご存じのように、立岡にあっては約1,900余りの人口が住んでおられます。また、東南にあっては1,766名の方が東南に住んでおられます。矢田部では1,585人と。こういった中で、当時決められた中からいったら、かなり変わってきてるわけですけども、そういう中で6名というのはベースになっているようでございますし、また一方少ない自治会にあっては、松尾住宅であれば79名、鵜飼では59名、相坂団地では87名、そういった中での6名体制、非常に大きな差異が出るとわけですね。その中で消防団員の方はいろんなところでたくさんの方々の住民の中で消火栓とか、そういったものの設置がされた中での維持管理活動というんでしょうか、消防訓練とか、そういった中で非常に苦慮されてるというのを聞いております。一度こういった自治会の中でのこういった差異の中でこういう6名体制がいいのかどうかということもいま一度検討はされる余地はあるんでしょうかということも再度確認したいんですが、いかがでしょうか。

議長（北川嘉明） 中井議員、あと、  
、 、 、 についても質問されるようでしたら、この際続けて質問してください。一問一答方式ですので、質問あるようでしたら続けてください。

中井政喜議員 じゃあ、あと続けていきます、ごめんなさいね。



についてはサイレンというのは使用しておらないということでございまして、出勤要請の場合の吹鳴という点で限っております、それについて吹鳴の長短の時間のあれは、現実的にはもう出勤、一緒にということで運用しておるといところでございます。

議長（北川嘉明） 中井議員。

中井政喜議員 分かりました。消防の5点目まではそれで結構だと思います。わかりました。理解はできました。

じゃあ、6点目の自治会単位の自主防災組織を立ち上げている自治会がほとんどかと思いますが、この自治会単位の自主防災組織は今69自治会全員ですか。ちょっと確認をしたいということと、それと地区消防団員との活動の整理ということはもう地区に任せておられるんでしょうか。その辺もあわせてちょっと確認をしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（北川嘉明） 中井議員、7点目もあるんですか。7点目はもう質問されないんですか。

中井政喜議員 じゃあ、ごめんなさい。たびたび申しわけありません。じゃあ、7点目もついでにいきます。

消火栓の設置基準ですけども、私もそれにこの質問する中で調べてまいりました。100メートルというのは確かにおっしゃるとおりかと思えます。中には、場所によっては120メートルというところもあるように聞いております。

ただ、この消火栓の、今例えば火災がいきますと、消火栓にしか頼るところがないということで、また家屋の火災なんかでも、林野火災でも一緒ですけども、その中で太子町の中で今いろんなところでおうちが建てられる、集落体の中であれば100メートルというのは全部可能かと思うんですけども、例えばかなり離れた場所、集落から離れた場所におうちが建てられた場合についての何かそういう取り決めは、消火栓をここに必ずつけなさいという、そういうものは定めはあるんです

か。それもちょっと確認したいんですが、いかがでしょうか。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） まず、自主防災組織との関係でございますが、先ほども申しましたように、当然消防団員といいますが、法的には消防機関という位置づけでございますけれども、その本質につきましてはやはり住民の皆様の自発的な参加によりまして維持されておると、住民みずからの地域自治活動組織といったことがございますので、当然自主防災組織も本町では全自治会、組織していただいておりますけれども、当然その一員としてといいますが、参加をされるということでございます。

それから、消火栓の基準で100メートルということで出ておるんですけども、中にはそれを超えてるところもあります。これも、先ほど申しましたように、やはり水道の本管が布設がないことにはどうしようもございませんので、そういったことで当然水道管が布設をされておれば、やはりそういったおおむね100メートル以内というところでの設置ということになってこようかと思えます。

議長（北川嘉明） 中井議員。

中井政喜議員 火事が起きてから水が届かないというふうな情けない話だけは絶対ないようにだけは、ぜひ指導のほどをよろしくお願ひしたいと思います。本町にあっては、私も全部は見て回ったわけではございませんけれども、そういったところをちょっと心配をしとるわけですけども、やはり指導する中でそういった集落から離れたおうちが町内でもかなり何軒かあるようにも見受けられますけれども、その辺のいま一度きちっとした確認と対処方法をお願ひしたいなということをぜひ強調しておきたいと思えます。

おおむね私が聞きたかったことはお答えをいただいたようでございます。まだまだ問題点はたくさんあるようにも感じますし、これから先太子町の消防が本当に機能するような形をぜひとも維持していただきたいというこ

とを強く要望しておるわけでございます。何か災害があったときから立って慌ててそんなことができてなかったというような後悔の起こすようなことないように、ぜひ行政側が指導をしていただきたいと、このように思っております。

最後になりますが、通告はしていないんですけれども、この太子町の消防団の主将、統括をされているのは太子町長でございます。そういったことで、条例の中にもそううたっておられます。その中で、これは条例の第2条ですけれども、町長から、通告していないので失礼かと思うんですけれども、これから先の消防団のあり方についての今持っておられるお考えがあればご答弁いただきたいし、いやもうちょっと通告してないからだめだと言われれば、私がちょっと踏み越えておりますので、それは撤回しますけども、いかがでしょうか。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） まず、ちょっと1点だけ修正していただきたいと思うんですが、消防団はやはり消防団長のもとで統括されております。私は管理ということで、そちらのほうで一応消防にはかわりを町長としてさせていただいておりますので、その点をご理解お願いしたいと思います。

定員問題、いろいろとあると思いますが、この問題はしっかりと現状を踏まえていかなければいけない。これからどんどん少子化等々で団員確保も難しくなっていこうと思いますが、先ほど部長が答弁しましたように、年齢等々も関係ございませんので、そうした枠もございません。そこらも十分考え合わせながら消防団のほうと連携を図っていきなると、このように思います。やはり町民の皆さんの安心・安全、そうした面を十分に確保できるように努めていきたいと、このように思います。

また、火災等々の面では常備消防が完備されておりますので、ある程度はそうした初期消火等々、一報がすべて消防署に入りますの

でクリアできるわけですが、やはり大災害ですね、震災、また震災関係、そして水防関係、そうしたところで人員が必要になってこようと思います。そうしたところを消防団、また自衛消防と十分に連絡をとりながら、連携を図りながら考えさせていただきたいと、このように思います。

以上です。

議長（北川嘉明） 中井議員。

中井政喜議員 どうもありがとうございます。今後もぜひ消防団活動が機能するような形を行政側から指導していただきまして、太子町が本当に安全で安心できる自治体であるということを皆さんにアピールできるようなことをぜひここで強調して私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（北川嘉明） 以上で中井政喜議員の一般質問は終わりました。

次、上田富夫議員。

上田富夫議員 上田富夫です。一般質問を行います。

まず、ユーロ円債についてお尋ねいたします。

水道が今回投資した債券ですけれども、フィンランドの債券なんですけれども、その中身についていろいろお聞きするわけなんですけれども、まずユーロ円債についての共同認識を、私と当局とが共同認識を持っておらんと話がかみ合わなならいけませんので、まず私が集めた資料はあるんですけれども、町が提出しました資料について、それに基づいてお尋ねをいたします。

今回のユーロ円債については仕組み債ですね。仕組み債の商品性について、どのように認識されておるのか説明をいただきたいと思っております。

それから、説明の中で換算為替という説明ありますけれども、これについて円、それからユーロ、それからこれのオーストラリアドルですね、ここら辺との仕組みについて、その字句の説明で結構ですから、説明いただき

たいと思います。

それから、オーストラリアドルの世界的な力ですね、いわゆる世界の通貨というのはドルですわね、米ドルです。その次がユーロ、それから円ぐらいですか。あと、中国ありますけれども、しかしその中でオーストラリアドルというのもあるわけなんですから、これはどれぐらいの信用度が考えられるのか、その当局はどれぐらいの認識をされておられるのかお尋ねいたします。

それからもう一点は、流通市場というような説明もあるわけなんですけれども、今回買っておる債券については市場には出てないですよ。非上場ですわね。これについてどういふような債券を、非上場を、例えば委員会の説明の中で私が中途解約というか、中途解約したときにはどうなりますかという説明を求めたときに、それよく調べておきますという話やったんですけれども、後で私もよく説明書を読んでみますと、30年間は解約できないんですね。ですから、そのときに、いや中途解約できませんよという回答があれば、それはそれでそういう理解のもとに購入されたんかなと思うんですけれども、調べておきますということは解約ができることと解釈されただけではないかと思うわけなんです、それはちょっと違いますよということなんで、その辺の改めて説明を求めたいと思います。

それから、当局からいただいた資料の中に、この本債券については特有のリスクがあると、ほかの債券と違って特有のリスクがあるということが書いてあるわけなんですけれども、その特有のリスクとはどういうことを指すのか説明をいただきたいと思います。

それから、発行体の話が出とるんですけれども、発行者はこれはもちろん日興コーディアル証券ですけれども、発行体についての説明というのをしていただきたいと思うんです。中身が余りその発行体についての説明が非常に簡単には出ておるんですけれども、もう少し財務内容等も含めて、ただムーディーズやかが、格付会社がダブルAやとかトリ

プルAやとかという説明しかないんですけれども、それはかなり古い、例えばユーロが150円、160円、当時の格付なんですね。だから、今と全然違っとるわけなんです。ですから、今でもやっぱりトリプルAなのかどうか説明をいただきたいと思います。

それからもう一点、例えばこれ30年間1億円を置いておくと2,200万円の金利がつくと。したがって、仮にうまくいって元本が保証されていないですけれども、元本がうまくいってそのまま返ってくるとして30年先には1億2,200万円が返るわけなんです。これ順調にいったいですね。ただ、これ元本保証されてるとは言えないわけですから、極端な話、ゼロになるかもわからへんし、半分になるかもわからんと。こんなリスクは私は当然あると思うわけなんですけれども。

その計算で、よしんば30年間預けてって1億2,200万円返ってきたとするならば、仮に単純に30年間銀行に定期として預けたらどうなるか。言うて、0.77ぐらいで大体こないなるんですよ。0.77で30年間預けると大体30年目に1億2,200万円、これ100%保証されるんですね、定期ですから、債券と違いますから。0.77というて、1億円を銀行か農協でもいいですけど、金融機関に預ける場合に、私は入札したらこの金利の率はいくと思いますよ。もっといくん違いますか。普通で5年もんで今何ぼですか、0.5、いやもっといってますわね。5年やったら6か7ぐらいいくん違いますか。ですから、これ1億円、それは10万円、50万円の単位の話ですからね。だから、1億円という金がまとまれば、恐らく入札かければもっといくと思います。そういう面からいうと、私はこのユーロ円債をあえて30年間もくくるといふような必要はないかと違いますか。だから、そういう思いもしておりますので、今私がいろいろ質問いたしました字句の説明とあわせて、なぜこの債券をあえて買ったのか。

資料がこんな半ペラ1枚しかもらっていないですよ、当局からは。これ。私はほかのこ

とでちょっとこの同じような仕組み債について尋ねたところ、資料、これだけくれたんや。これよく読んでくださいというて言われた中に、かなりのやっぱりリスクの説明が書いてあるわけですね。保証するものでないとか、極端な話、余り素人が手を出すなということまで書いてあります。ですから、というのは素人、そういう書き方じゃなしに、金融にかなり詳しい人がやったらええということが書いてあるんで、町はどなたが金融が詳しい人だったのか、その決断した方のわかれば、わかればやなしに、どなたが決断されたのか、その人の名前も含めて一遍理由を説明していただきたいと思います。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。ただいまかなり数の多いご質問をいただいておりますんで抜けるかもしれませんが、そのときにはご指摘いただきたいというふうに思います。

まず、仕組み債という認識でございますけれども、これにつきましては多分1月の委員会で資料を提出させていただいたと思っておりますけれども、私はもう一つちょっと中身については1月の委員会に出ておりませんでしたので、詳しくはございません。

それと、換算為替……

（上田富夫議員「議長、私ちょっと耳がね、ちょっと年いっとるからよくないんです。もうちょっとわかるように、済みませんが、申しわけないけど」の声あり）

それでは、再度申し上げます。

仕組み債の説明につきましては、1月の委員会で報告させていただいていたというふうに思います。当時、私ちょっと所用で出席しておりませんので、その辺の事情は一応会議録等は読んでおりますけれども、余り詳しくはございません。

それと、換算為替の問題でございますけれども、これにつきましてはやはりこのユーロ円債につきましてはオーストラリアドルという

ことでございますので、オーストラリアドルに関しての問題になるのかなというふうに思います。

それと、流通市場と言われておりますのは、この前の12月の資料によりまして、ロンドン証券取引所で非上場になっているというふうに書いてございます。

それと、中途解約。これにつきましては、私が聞いておりますのは22%利益が上がった時点で解約はできるという、そのときも元本を保証をするというふうに聞いております。

リスクにつきましては、12月の委員会に出させていただいております外国証券内容説明書の下欄に投資リスクというふうに書いてございますので、この辺でやはり今議員が言われましたように、為替レートの推移によって利率がゼロになるとか、いろいろ書いてございます。

それと、格付トリプルA、現在はということでございますが、これについては現在調べておりません。

それと、先ほど出ました一般の銀行等の定期によりまして1億2,200万円になるのに0.77という話でございますけれども、今言いましたように、1億2,200万円ですから、利益が22%になれば解約できると。ですから、これが30年になるかとはというふうには考えてはおらないわけですが、やはりある程度の時点で22%程度は出てくるんでないかと。その時点で元本保証の上で解約できるというふうに考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） 上田議員。

上田富夫議員 答えになつたらへんけど。せやけど、こんなんやりとりしよったら時間ないけど。

22%になったら、その時点で解約されると。それわかってます、そんなことは。けど、これ換算為替豪ドルで、今93円6銭でこれ0円やんか。ほで、6%というのは1年間だけやないか。2回でしよう、6%というのは。ほしたら、あんたそないに金利が欲しい欲し

い、さけど欲しいんやったら、ここにあるけど、これ1年間10%や。大きいがな、6%よりこっち10%や。でもね、行政の金をそんな投機に使うてえんでっか。これ投機だっせ。投資と違いませ。安全かつ有利、これ原則違うんですか。これ安全やという保証ありますか。もしほんなら元本割れたらだれが保証するんですか。退職金担保にしてやりますか。そこまで責任とれますか。お答え願います。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 私が聞きましたのでは、元本は保証するというふうに聞いております。

以上です。

（上田富夫議員「何」の声あり）

議長（北川嘉明） 上田議員。

上田富夫議員 どういうこと。100%保証や言うとの。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 私が聞きましたのはそういうことでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 上田議員。

上田富夫議員 それ重大な発言やけどな。ほな、この資料全部うそか。あんたら出したん。どないて書いてあるか読もうか。これあんたらの資料やで。

本債券特有のリスクがございますので、当該提案書及び契約締結前に書面をごらんください。それには、さまざまな金利水準の変化、為替レートやその他予想、変動率の変化によって債券の価値に損失が生ずるおそれがあります。仕組み債を十分な流通市場が形成されておるとは想定してないので、途中売却しようとしても弊社はその買い取りに応じられない。書いてありますやないかい。だから、日興は途中解約言われてもあかんと。ほで、途中解約しよう思うたら、大きな損失が出るおそれがありますというて書いてあんな。どこに100%保証しますというて書いてあんな。これ全部仕組み債、全部そうです

よ。これもそう。同じこと書いてありますよ。これあなた方が出してきたのたったこれしかないけど、これ結構こっこのやつはこんなに書いてあるんですよ。だから、このあなた方が出してきた資料だけでも、この資料でどないて書いてある。仕組み債の商品は商品性すべてを説明するものではございませんという資料が出てきとんや、これ。これを議会に配ったんよ。ほで、私はこれはこれだけじゃあかん言うんで、証券会社へ行ってきたら、これみんなくれよったわけや。これ、こんな皆渡してまっせと。恐らく渡すはずやと。こんな紙切れ1枚ではそんなもん説明でけんはずやと。だから、こんな紙切れ1枚で1億円の金をやね、ああそうですか言うて契約したんですか。余り人の金やさかい言うて、ポケットから鼻紙出すというような使い方しなはんな。そうでない言われるんやったら、今私が質問するようなことにきちっと答えるのが当たり前でしょう。そういうやりとりをした上で債券購入するべきなんですよ。これ安全なんかどんなんやと。

ほで、発行体についても、これフィンランドの地方金融公社というけども、金融公社ちゅうのはややこしいでっじゃない。日本でも公社何ぼでもつぶれたやん。フィンランドという国は私は北欧の中では、私の調べた範囲ではかなり国民所得も高いですね。日本と同じぐらいな国民所得が1人あたりはあるわけなんです。ただ、悲しいかなやね、人口は五百数十万の、まあ言やあ、東京都の半分以下の人口しかないような国ですから、ただ文化水準は非常に高いところですからやや安心はしとるんですよ、それは。しかし、アイスランドは国がつぶれましたからね。国でもつぶれたんですから。国がつぶれるということは、南アメリカでもつぶれた国ようけありますからね。だから、私はその500万円や600万円の金利につられてでっせ、30年も、下手したら30年間も1億円、金が動かせないというような金を行政がやるべきでないということ言うとのですよ。今回はやったことについて

は、私は、仮にですよ、それは5年ほどの間に2,200万円が入るかもわからん。絶対ないとは言えない。かもわからん。けど、それでも私はその金の使い方は間違うとう思いますよ。いかがですか。間違っていないですか。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 議員、現時点でのそういうお話については重々前にもお答えしましたが、今の現時点でとらえれば、議員おっしゃるとおりで返す言葉もないんですが、平成20年4月に購入したその時点の判断では、前の議会でも申し上げましたが、ムーディーズの、先ほど議員もおっしゃいましたが、格付あるいはS & Pの格付においてトリプルAの状態のフィンランド政府の、いわゆるフィンランドの地方金融公社の債券であるということで、それと先ほど議員がおっしゃいました22%ということになれば、いわゆるそれ以上は持つことはできない条項になっているふうに聞いてますので、今現在では、議員がおっしゃる0.77、あるいは短期であれば、前にも申し上げましたが、0.4から0.55の定期預金の利息でございます。そういうところからすれば、11年から15年という期間のものが1年間の中で600万円入るといようなことがございます。当時の判断として資金運用の中でこのフィンランド地方金融公社が発行している発行体について投資をしたものでございます。

ただ、今の時点で言われれば、先ほども申し上げましたが、返す言葉はないというふうに思います。ただ、22%というところにくれば、いわゆる1億2,200万円ということで解約ということになりますし、それ以上は持てないというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 上田議員。

上田富夫議員 こればかりで時間とるわけにいかんのですけど、ただ副町長、これやっぱりどなたが、私はこの債券を買うという判断をだれがしたんやと、そこが気になるんですよ。その人は僕は間違っと思っんです

よ。いや、その投資として資金運用するんやおっしゃるなら、私はそれはその人の物の考え方やから、株買おうと何買おうとそりゃかまへん。ただ、行政の公の金をそういう投資に使うと、今までもMMCとかありましたよ。それは、しかしちょっと性格違いますからね、これと。投機ですわ、これはね。それは根本的に私は考え方間違うとう思いますんで、この際それははっきりさせておかんと、あのときあれでよかったんやったら、次もまたというような何が出てくると、私はまずいと思いますんで、それでかなりひつこいですけれども、聞いておるわけなんで。

フィンランドのこのいわゆる発行体、地方金融公社というのはどんな公社ですもん。そのどんな仕事をしよんですか。これわざわざこうして金借ってでっせ、日本から。高い金利で金借って、一体何をしよんですか、ここ公社というのは。

ほで、そこのその格付がトリプルAやというけども、資産内容はどないなんでっか。そんな優秀なところが何でこない高い金利で金借って、一体何をしようとしようところですか、このフィンランドの地方金融公社というのは。もうようわからんですわ、そないなん。そんなところ、例えば太子町がこんな金借らんでしょう。それをそのトリプルAやからというて無条件で飛びつくというのは私は非常に軽率やと思うんで、やっぱりこの債券なんかは、これ10%なんですよ。初年度1年間は10%、2回金利を払うんですよ。それは中身は、これはノルウェー、ノルウェーの仕組み債ですわ。そのかわり、これ対象、中で仕込んでんのはトヨタ自動車、キャノン、三井物産、これを仕込んでノルウェーの輸出金融公社が仕組んで仕組み債つくって皆に売っとるわけですわ。ほで、10%保証すると。だから、この株が上がりゃあそれで十分いけるという算用しとるんだと思うんです。これは分かるんですよ、中身。普通常識的に言うて、トヨタ、キャノン、三井物産というのは、これはつぶれへんなど。というのは、わ

かります。だから、その中で仕組み債つくって発行しとんやなというのはええけど、この地方金融公社っちゅうのはさっぱりわけわからへんのやけども、それ説明できますか、できませんか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

フィンランド地方金融公社といえますのは、先ほど来議員がお持ちの一番裏のページに一応概要は載せてございます。ですから、フィンランド地方金融公社とは、旧地方自治体金融公社と地方自治体住宅金融公社の2つの地方自治体向け貸付機関が2001年5月に合併しまして設立されております。フィンランド金融監督局の監督下のもとにフィンランドの地方自治体、地方自治体連盟、公共自治体などに資金提供を行っているということでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 上田議員。

上田富夫議員 これアメリカの住宅のあれの流れをくんどんやなと私は思うんです。だから、それがどこがどういうふうにはここに影響してくるかというのは非常に興味持っとなんですけども、サブプライムが多分これかなりかんどると思います。だから、これからどういふふうになるか分からん、だから心配しとんですけども、それは仮定の話ですから、きょうはやめときますけども、ただ申し上げたいのは、サブプライムも3Aやったわけですわ、この間までは、アメリカでは。それが一たんにして破綻でしょう。ということだけ申し上げて、やっぱり二度とお金があるからというて、その金は水道料金も値上げしたとこでっじゃないかい。ほで、また下水道料金も上げると。そんな中で金があるから、金利がええから預けるっちゅうなあやっぱり住民感情としても非常にまずいと思うんで、厳に慎んでいただくように要望して、時間がないので次にいきます。

議長（北川嘉明） 上田議員、上田議員。

（上田富夫議員「はい」の声あり）

副町長。

副町長（八幡儀則） 議員おっしゃるように、それは今後は十分気をつけたいというふうに思います。

ただ、先ほどサブプライムローンでおっしゃいましたけど、リーマン・ブラザーズのことかなというふうに判断いたしております。

それと、そのフィンランド地方金融公社の関係でございますが、償還金額は100%ということで30年間ということの、その長きにわたりますが、それについては保証され、100%ということでございますので、一応保証されてるということをご理解賜りたいと、このように思います。

議長（北川嘉明） 上田議員。

上田富夫議員 それもよく今後私自身も調査させていただきたいと思います。ですから、当局も我々の調査に協力していただいて、できるだけ資料を、やっぱり議会のほうに資料要求があったら提出していただきたい。こっちが走り回って資料を集めるというような労力を使わさんように、当局のほうも議会の調査については協力をしていただきたいとお願いしときます。

それでは、ホールの喫茶の契約についてお尋ねいたしますけれども、平成5年に松田さんと月8万3,000円、それから1,000万円いうことで契約されてましたですね。その後、息子さんの隆さんですかね、に移ったんですか、これその間の、それで月に9万円というそのときに何か変わったんですか、契約の内容が。ちょっとこの5年から19年8月に松田さんが解約したいということで閉店された間の、その間の流れ、いわゆる契約者がかわったというのが1つあるんと、契約の金額、それから条件が当初松田さんと契約したのと最後閉店されたときには同じやったのか、どのように変わったのか説明いただきたいと思います。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 平成5年からとい

うことでございます。その当時は8万3,000円の保証金が1,000万円ということでございまして、その後経済情勢等で、いわゆる土地の価格の上昇等もありまして9万円ということに……

(上田富夫議員「年月日ちょっと言うてください。年月日から言ってください」の声あり)

手許に資料を持つとんのが、ちょっとその変わったときまではございませんで、ちょっとその日付については今手許に持っておりませんでちょっとわかりませんで。

(「休憩しょうか」「そうですね、休憩、休憩」「町長に恥かかすなよのう」の声あり)

済ませませんで、その8万3,000円から9万円になったその日付についてはちょっと手許に資料を持っておりませんで、正確なことはわかりませんで。

以上です。

(桜井公晴議員「調べて答えんかい、それやったら。そやないとあかんぞ」の声あり)

議長(北川嘉明) 休憩しよか。この際、暫時休憩します。ちょっと調べてきて。

(休憩 午前11時20分)

(再開 午前11時33分)

議長(北川嘉明) 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

教育次長(塚原二良) 申しわけございませんでした。

料金の使用料の月額の改正につきましては、当初平成5年11月から8万3,000円で設定をしまして、平成9年4月からは8万5,000円、そして平成12年4月から8万6,000円、それから平成15年4月から9万円という経緯でございます。この改定につきましては、経済状況の変動等という一文が入っておりますので、税金、いわゆる税の評価がえ等がございませんで、それに合わせた見直し等を行ったようございませんで。

以上でございます。

議長(北川嘉明) 上田議員。

上田富夫議員 その他使用条件については変わっておりませんでか。

議長(北川嘉明) 教育次長。

教育次長(塚原二良) この間についての使用条件等については変わっておりませんで。

以上です。

議長(北川嘉明) 上田議員。

上田富夫議員 19年8月に閉店をして、あと19年11月原状回復、20年2月にその原状回復が完成したということで、2月に「広報たいし」に13万円の300万円ということで一般公募をしたわけなんですけれども、なかなか多うなかつたということで、さらに5月号の「広報たいし」とホームページで13万円と300万円ということで公募をしておりませんで。ところが、応募がなかつたということで10月12日、10月にです、10万円の300万円という話をしておったけど、不調にあつたということで12月に10万円の100万円ということで決まつたと。このいきさつに間違いなかつたと思うんですけれども、私は10万円で100万円が悪いとはっておりませんで。ただ、広報で2回、13万円の300万円という広報をしておきながら、あと何の広報もしないまま議会にも報告もないという中で10万円と100万円に変更したと。それで、契約を、いわゆる許可を出したという、この行為が私は非常に問題があると。もし、これはあくまでも話なんですけれども、10万円と100万円であれば、ほかにも応募者があつた可能性はありませんで。ですから、やっぱり情報いもんは平等に知り得る者だけにじゃなしにです、広くやっぱりこういうものは公募を、例えば「広報たいし」なら「広報たいし」にやるんなら、ホームページでもよろしいですけれども、再度10万円と100万円でいかがですかという広報をした上で、それでなおかつなかつたと、だからその業者と契約したというなら私はだれもが納得すると思うんですけれども、13万円の300万円の条件で希望者がなか

ったから10万円の100万円にしたと。それはないですよ。例えば、商品買いに行って、これ幾らですかと。これ100万円ですわと。100万円高いなとやめた言うて、ほで次の人に100万円高いから、ほなこれ70万円で負けときますわと。こういう、これは商売上ですわ、あくまでも。でもね、行政のやることとは違いますよ。その辺はどう考えておられますか。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 先ほど上田議員のほうからも言われましたですけども、5月の「広報たいし」に引き続き掲載しまして、前回と同様に問い合わせがあったんですけども、応募されることはございませんでした。参考に厨房機器のメーカーとか、商売されている方、またコーヒーのメーカーの方に聞きますと、使用料、保証金について意見聞きますと、使用料が高過ぎるのではないかというようなご意見もございました。そういうこともございまして、その後近隣の文化会館の使用料の調査をいたしますと、4月に大幅な値下げをしているということもございました。ですから、現在のその経済状況の悪化を考えると、もう太子町のこの文化会館もこのままでは入店の希望者がいないというふうな考えておきまして、教育委員会の内部で近隣の金額を参考に使用料7万円、保証金100万円ということで設定して再募集をしようということで協議をしたところでございまして、募集の準備をしていたところに、10月12日に月の使用料が10万円、保証金が300万円であればぜひとも入店したいというような申し出がありました。見直しを検討いたしておりましたので、その金額を上回る申し出でもあり、このタイミングを逃しては今後はないというふうなこと考えまして決裁を受けて、この方と交渉に入りました。交渉を進めている段階で突然入店の辞退の連絡があり、理由は収支計算すると採算が合わない、利益が出ないということで辞退をされました。

その後、使用料10万円と保証金100万円な

らということなら入店させてほしいという申し出があった方が今回の入店者でございます。この方につきましては、入店を辞退された方が当初入店申し込みをされた後に喫茶店を見せてほしいと来られて、入店を前向きに考えられておりましたが、もう少し検討するということではっきりした返事がないため、辞退された方と交渉に入っていったという次第でございます。

提示された金額が募集をいたしておりました金額、また変更を予定していた金額とも近い、また近隣の会館と比較しましても決して安い金額ではないということで、ただ使用料、保証金を担保する意味で使用条件に使用料を3カ月以上滞納した場合には使用取り消しをする事項、また入店申込書に連帯保証人をつけてほしいという事項を追加して、一日も早く喫茶店を開店して開館利用者の要望にこたえるために、この条件で交渉してよいかということで決裁を受けて進めていたところでございます。

今、当初公募したから募集をしたらというお話でしたんですけども、やっと具体的な金額的な申し出があった。公募ということも協議したんですけども、このタイミングを逃したらもう今後はできんのではないかとということもあり、利用者の要望、利便性を考えれば一日も早く喫茶店を再開したいという思いがあったわけで、決断して交渉したということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 上田議員。

上田富夫議員 長々と説明してくれたけど、それこれ読んだだけやんか。そんなん読んでもらわんでも、これぐらい読んできとらいな、あんたらが出した資料ぐらいいは。読んでって質問しょんやんか。そのまままた同じように、これ何で同じこと読まなあかんねん。何を言うとんじゃいな。私の質問したのそやないでしょ。何で公平にきちっと皆さんに公募をやり直さなんだんかということ言うとんねん。時間がなかったというけど、そ

んなばかな話あれへんで。1年余りほっておいたんやから、それが1カ月、2カ月、早かるうが遅かるうが、どういふことあれへんねん。

そやから、僕は喫茶店が1カ月、2カ月遅れるということよりも行政のそういう、ある種町民不在、議会軽視のそんなやり方こそ僕は問題がある言うとんですよ。ちゃんと委員会にも報告し、それから広報にも載せて手続きさえ踏んどったら、これだれも10万円が100万円ということについてだれも何にも言っていないですよ、高いとも安いとも。ただ、その手続きを踏まんとやったということについて問題にしとるわけなんで、だから議会がもう一度それ白紙にしなさいと。もう一回改めて公募を出して、それが同じ業者にそれが決まってもよろしいやないかと。けど、やっぱり一応白紙に戻して公募をして皆さんに広く知らしめた上で契約をやり直したらどうですか言うて、申し入れというのはそういうことなんですわ。あの文章を読んででもらうてへんのかな。再度答弁求めます。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） そういうご指摘でございますけど、教育委員会内部でも公募という方法、これについて協議をいたしました。しかしながら、先ほど言いました、要するに申し出がなかって、やっと申し出があったと、このタイミングを逃してはなかなかまた公募といってもないんじゃないかということで、ここで決断といひましようか、協議して、決裁を受け交渉に入って決めたとということでございます。

議長（北川嘉明） 上田議員。

上田富夫議員 さっぱりわけのわからんような答弁されとうわけなんですけども、これ繰り返しよったら時間ないんで、ただ言ってますけど、例えば子供の教育、そんなことのできる、そんな不公平なことを教育委員会がやってるって。子供たちが不正したときに言えるか。僕は民主主義というたら、その辺が原点やと思うよ。そんな教育委員会の中で

僕はまともな子供の教育ができないと思うんで。だから、大いにもう一度私の言ったことを反省するか、もしくはどなたかに意見を求めてみてください。それだけ、それは要望して、答え要りませんわ、時間ないですから、次いきます。

ただ、言うときますけども、議会が申し入れたことについては、これはやっぱり深く受けとめていただきたいと、それだけは要望しておきます。

ごみのことについてお伺いいたします。

ごみですけどもですね、具体的に聞きますわ。森興業が収集運搬に使っとる車両なんですけれども、これ森興業という看板と同じ車両ですよ。同じ車両で森興業と、それから株式会社森興業、それから有限会社MC、それから有限会社MC営業所、それからエコプラ収集車、それから無名、名なし、5つ使うとる、1つの車両を。これ許されるんですか。ほで、一体この有限会社MCというのはどういうことですか。そんなとこと契約しとんですか。私は森興業というのは聞いたことあるけど、有限会社MCというようなこと収集運搬契約しとるような聞いたことないけども、下請ですか。どういうことですか。車両は同じですよ。ある日は森興業、あるときはMC、どういうことですか、これ。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 通告を受けておりませんので、資料がございません。

議長（北川嘉明） 上田議員。

上田富夫議員 何年ごみ収集しとんかな。ほいで、その森興業な、去年やおととしから入った会社と違うんや。通告を受けとろうと受けてまいとそれぐらいのこと理解しときないな。ずうっとですよ、以前から。通告でないことは答えんということですか。どういうこってすか、それ。通告でないと言うて開き直るような、どういうことですか。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 手許資料がございませんので、正確なご答弁が申し上げら

れないということでございます。

議長（北川嘉明） 上田議員。

上田富夫議員 ほんなら、もうまともでいきますわ。時間ないけども、太子町全体のごみの減量、減量についてどう取り組んでおりますか。

それから、公共施設、いわゆる役場とか学校関係から出るごみの量、どう把握しとんのか。ほいで、その処理方法、コスト、これは通告してますよ。

それから、3つ目はですね、ごみ収集は非常に高くついておるわけなんですけれども、改善の方法はあると思うんですけれども、具体的にちょっと説明を求めます。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） ごみの減量の取り組みでございますが、一般にごみの減量にはやはり生産、流通、消費、処理という製品、物のライフサイクルに合わせたあらゆる段階において発生抑制、また再使用、再生利用という、俗に言います3Rの取り組みが必要ということでございまして、これらは今国を挙げて循環型社会の構築といったことの中で法律にもうたわれて実施をされておるところでございまして、本町ではやはり特に消費段階、また処理段階での取り組みということになってまいります。一口で申し上げますと、分別の徹底ということになってこようかと思えます。分別の徹底、また資源回収といったことが取り組みの中心でございます。

平成20年度では、この本会議でも出ましたんですが、やはりごみの減量についてのお尋ねがございました。段ボールコンポストによりますところの生ごみの抑制といった取り組みを行っております。

また、この20年度では協定に結びついたわけですけども、この4月1日からはレジ袋の無料配布の中止といったことで、これも発生の抑制といったことにつながってまいるといふふうに思っております。

今後も、特に今現在ごみの内容量を見ますと、組合から報告を受けましたのが、やはり

今普通ごみの中には約3割ぐらいそういった資源ごみが含まれておるといふようなことも伺っておりますので、やはりこの分別の徹底と、周知徹底というのが大きな要素になるかというふうに思っております。

それから、2点目の公共施設からのごみの量でございますけれども、これについての量については把握ができておりません。といいますのが、やはり一般の自治会、ごみのカレンダーに従っての自治会の収集と同列に置いておりますので、公共施設から出るごみの量についての把握はしておりません。

それから、費用につきましては当然収集経費の中に含まれております。

それから、改善点のお尋ねでございますが、かねてよりやはり収集にかかる時間の関係、またごみステーションの統合整理といったことが言われておまして、反面この住民サービスといいますか、これまで行っておりますそういった住民サービスの面から申しますと、なかなかその2点についても実施というのが困難であるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 上田議員。

上田富夫議員 ごみの減量は川上からやらないかと思うわ。その努力をしたことないやないか。川下のごみの減量ばかりや。やっぱり川上から抑えていかなんだら。そらもうほかの自治体はやりようことやから、太子町はそのごみの減量ということで川上を一つも抑えてへん。その辺をやっとレジ袋がちょっと、やっと手つけたらうということで、本当の本格的な川上の減量についての取り組みはやってないよ。それはどう考えておるのか、再度お答えいただきたいと思えます。

それから、公共から出るごみですね。これ、紙、かなり出てますよ。ある自治体によると、それを製紙会社でトイレットペーパーと交換してもらって、してくれるところありますね、企業名は言いませんけども。学校とか、公園とか、公衆便所等のトイレットペー

パーはそれで賄うということをやっとる自治体あるんですよ。だから、公共から出るごみというのは、金出して森興業に委託して金払うというんじゃないしに、みずからやっぱり汗を流すと、知恵を出すというようなことをやったらいかがでしょうか。

それから、ごみの収集について改善点を、やっぱりこの森興業の収集の単価、これは本年度の予算も1億5,800万円、平成19年度も同じ1億5,800万円、その後80万円というつくんですけど、これまで一緒ですわな、全く一緒。平成19年度から考えると、経済が非常に疲弊しまして、例えば人件費にしろ、燃料代、それから車の単価は上がってないはずですよ。かなり下がっておると思うんです。その上にさして車両の償却もかなり進んどうと思うんですよ。それで、なおかつ19年度と21年度が同額というのはどういうことなのか。見積もりしてますか。

ほで、仮に昭和61年度のちょっと決算書を見てみたんですよ。4,260万円ですよ、ごみの収集。ほんなら、昭和61年から、これ何倍、四四、十六、約4倍に増えとるんですよ。もちろんそのたつまで持っていかならんという何と、それから人口が増えてごみの量が増えたというのも当然考慮に入れないかんけれども、けれどもちょっと高過ぎると。4,260円で済んだもんが1億5,800万円、収集だけですよ。これ私がどう考えても入札、見積入札でしょう。見積入札だつて見積入札と違いますわね。平たく言うたら、談合みたいなもんですやんか。これを改めん限りはごみの収集の予算は減らんとしますけど。前からずっと言うとうように、加古川市は今年から半分になりましたよね、一般競争入札して。何で太子町は一般競争入札やって、この値段をもっと税金の使い道を考えるのかと。森興業1社に何でこだわるのかと。私がそれを言うとややこしいのが来て、ええかげんにせんかい黙っとれというて言われるような町というのは僕はおかしいと思いますよ。業者に物申したら、議員におどしをかけ

てくると。まともな町やないですわな。ですから、何でその予算の金額が変わらんのかという説明をしていただきたい。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目の川上から対策をとということでございますが、当然この国を挙げて、やはり生産者、事業者に対する発生の抑制といったところでの対応といたしますか、対策というのはとられておりますし、また事業者に限らず、消費者においてもやはり発生の抑制といったことについては法律のほうでも明記をされておるところでございます、具体の施策についてどうかということでございますが、そういったことも踏まえまして今後やれるところはやっていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の収集の経費の関係でございますが、これにつきましては組合のほうに契約というところでございまして、詳しい中身については承知をしておらないというところでございます。

（服部千秋議員「副管理者がおるやん」の声あり）

議長（北川嘉明） 続けてください。

生活福祉部長（丸尾 満） 詳しい内容がわかりませんので、ご答弁ができないというところでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 上田議員。

上田富夫議員 部長な、わからなんだら勉強しなはれ。あなたの職責ですやん。わからん分かって逃げたらあかん。わからなんだら自分で勉強しなさい。これだけずっと議会で問題にされるんやないかい。揖龍行って聞いてきたらどないやねん。どないやとんねん言うて。太子町でこない言われんのやと。議会から言われんのやと。その中身どないなとんねん言うて聞いてきたらどないやねん。それがあなたの仕事と違いますか。給料安いことないんじゃもん。

それから、きちっとごみを収集せんから、不法な処理業者がごっつい増えとんのや。知

とってやろう。あっちゃこっちゃで電化製品やいろんなものをもう家屋の解体したやつを山盛りにして、あっちゃこっちゃで太子町の中で処理しよう。あなたは知らんとは言わさんと、走りよったらわかんのやから。ほいで、燃やし回りょうで、ぼんぼん。だから、そりゃあ本来ならやっぱりありゃあ行政が処理せないかんと思うんやけども、大体電化製品をあんなん集めて燃やすっちゃうのは、おまえ、不法行為だろうがいや。集めること自体も不法行為ちゃうか。

例えば、もう一点最後に聞くけど、その不法行為のやつを取り締まるというのと、それからもう一点は、これ通告ないからわからんけども、森興業も電化製品集めようで、あれおかしんちゃうか。それは許可持ってやりよんな。どんなん。それだけ聞いときます。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） この町域でした収集運搬については当然許可が要ります。森興業さんは許可をとっておられます。当然とっておられますので、収集の業務に従事されるということについては問題ないというふうに思います。

議長（北川嘉明） 燃やっしょん、燃やっしょんのは、燃やっしょんのはええか、燃やっしょん、燃やっしょんのは。ごみ燃やっしょんのは。

続けて。

生活福祉部長（丸尾 満） それから、抜けておりましたが、燃やしておるところが見受けられるということですが、それにつきましては指導の対象ということですが。

議長（北川嘉明） 上田議員。

上田富夫議員 太子町をできるだけよそから来られた人も住んどる人も、ああこの町はええ町やなという町にしてほしいという願いがあるわけなんです。ところが、インターおりの近所にもうごみはほったらかしとるわ、ほんま毎日燃やしてまっせ、毎日。ほんまに私は何で町が警察へ告発せえへんのかなと。

住民にそれをやれというのは無理ですよ、酷ですよ。やっぱり行政の責任で行政がやっぱり警察へ告発せないかんの違いまっか。住民にやれ言うたら、住民はやっぱりそこまでできませんわ。やったらおどかされるもん。だから、それはやっぱりそのために行政がきちっと対応するということが大事やと思います。それをやらないということは、僕は一種のサボタージュやと思いますんで、よくお互い太子町を住みよい町にするために、どうぞその辺はきょう私が言ったことをよく吟味していただいて、取り入れられるもんはできるだけ取り入れてやっていただきたいと思いません。終わります。

議長（北川嘉明） 以上で上田富夫議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は午後1時10分とします。

（休憩 午後0時05分）

（再開 午後1時10分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次、中島貞次議員。

中島貞次議員 3番公明党中島貞次、通告に従って質問いたします。

本日はカーブミラー設置の件と、それから定額給付金についてお尋ねします。

まず初めに、道路反射鏡、いわゆるカーブミラー設置のことで質問いたします。

平成19年度決算によりますと、町内には955基設置されております。カーブミラーというのは車社会において住民を交通災害から守るためにとても重要な機材であります。視界が不良な交差点においては、歩行者、自転車の安全確保、また車同士の衝突事故を防いだりして、住民の命を守る上でとても重要な役割、使命を果たしております。カーブミラーを見れば危険予知ができ、未然に事故を回避することができます。交差点には必ず白い停止線がありまして、そこで一たん停止して左右を安全確認し、徐行しながら車を走らせるのが基本であることは周知のことでありま

す。

しかし、セダンタイプと軽トラックのようなタイプでは少し事情が異なっております。それは、ボンネットが前に突き出ているかいないかの違いであります。同じ停止線で一たんとめたとしても見える範囲が違うわけです。ので、セダンタイプではどうしても少しでも前に出ようとする意識が働いてひやったり、危うくぶつかりそうになったりというようなことがあったことを聞いております。そのときにカーブミラー等があれば、視界が悪くても左右の交通の状態を知ることができるのであり、安全走行する上で欠くことのできない機材であります。町民の方からもカーブミラーをつけてほしいという要望をよく聞きます。自治会長から要望書を町へ提出しても却下されるということも自治会長からも聞きます。町で難しんであれば、自治会費を使って何とかそこから捻出して設置してみようという会長さんもおられました。

そこで、何点が質問いたします。

1点目、カーブミラーを設置する場合の条件、あるいはそういう判断基準があるのかどうか。

2点目は、各自治会より要望しているカーブミラー設置件数のうちのその保留件数、過去2年間でいいですけども、保留件数は幾らあって、その理由としてどういったことがあるのか。

3点目、特に県道とかJR敷地の一部に設置する場合、実現の可能性が薄いと思うんですが、その理由についてお伺いしたい。

4点目は、今後のカーブミラー設置の方針について、当局のお考えをお聞きしたい。

以上、4点について、まずお伺いします。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

カーブミラーの件でございますけども、カーブミラーは歩行者や自動車等の視界不足を補い、安全確認を支援する交通安全施設でございます。特に、見通しの悪いカーブや交差

点など、交通事故の危険性が高い場所に主に隣接等の調整をしていただくこともありますので、自治会から要望を受け設置しております。

まず、1番目のカーブミラー設置に関します条件でございますけども、これはあくまでやはり交差点が当然その見通しが悪くなる可能性が高いので、主に交差点、これも国道、県道、町道等の交差点が大体の条件となっておりますかと思っております。

それと、反射鏡、カーブミラーを設置することによりまして、道路幅員が侵されて通行に支障を来さないということが大体主な基準というふうに考えております。

また、2番目の設置件数、お断り件数でございますけども、基本的には保留という形ではなく、文書でもってとりあえず現時点ではお断りしますというふうな回答をいたしております。平成19年では6件、平成20年度現在では約10件をそういう形で回答いたしております。主にこちらが車等で現地を確かめて、それでもっていわゆる設置を見送るか設置するかということ判断して実施しております。

それと、3点目の県道とか、国道、JR敷地には設置しにくいのではないかというお尋ねでございますけども、町道以外の場所につきましては当然それぞれのいわゆる管理者がおられます。ですから、当然要請、要望等を受けた場合、それに伴いますやはりカーブミラーを設置しますので、占用の協議とか手続等、協議が必要となっております。ですから、特に可能性が薄いといったようなことではなく、管理者側の同意が要ってきますので、当然十分な協議が必要になってくるということでございます。

それと、4番目の設置方針ということでございますけども、先ほど1番でご説明申し上げました考え方、基準に従いまして、現地状況を十分に把握した中で安全対策上必要であると判断した場合につきましては、今後も設置してまいりたいというふうには考えてお

ります。

以上です。

議長（北川嘉明） 中島議員。

中島貞次議員 今の答弁で大体分かりました。

あと一つ気になる点が、一応カーブミラーを設置してほしいという要望があるというのは大抵住民の方からあって、そこから自治会長を通して要望書で町のほうへ要望書が回ってくるということです。

そこで、設置されれば、例えば一番初めに要望されていた住民の方も、ああここについたんやなとすぐに分かります。ところが、却下というんか、そういうにされたとなると、住民の方にとってはまだかいなまだかいなと、全然そういうのはつかへんわけですから。ところが、その却下されたということ自体も分からない人も結構多いと思うんで、その場合に1つ提案したいんですが、当局が、例えばカーブミラー設置のところへ、ここはできるかどうか確認に行きます。そのときに、例えばそこですぐ判断、これは無理だなという場合もあるかもしれませんが、また一たん持ち帰って検討されて、これは無理だなという場合もあるかと思いますが、そこで要はその自治会長並びにその要望された方と一緒に現地確認をされてはどうかかと。だから、そこで、なぜここではカーブミラーが設置できないのかというのを説明していただいたら、ある程度納得できるんじゃないかなと。ですから、あれから大分期間がたつておるのにまだかいなまだかいな言われても私も分かりませんので、そういうひとつちょっと手間かもしれませんが、時間もちょっと要りますが、そういう住民を自治会長も一緒に来られて現地確認して、これはこうだからだめなんですよというふうなひとつことをやってもらいたいと、そういうに思ってるんですが、それが1つです。

それから、今後のカーブミラーの設置の方針、そういう安全面とかというのは先ほどの答弁で分かりましたけれども、今年度の一般

会計予算にもたしかそういう予算額があったと思います。ちらっと見た程度で分からないんですけども、その本年度は何基まで、何基、済いません、予算としてこれだけというのは決まっていたと思うんです。それを超えて設置するような状況があったとしても、それは設置することができるのかどうか。その2点についてちょっとお伺いしたいんです。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

1点目の現地確認での地元の方と同行して現地を確認するといったことにつきましては、やはりこれは自治会長さんとの連絡の中で、これはできたらやっていきたいと。というのが、その要望された方はあくまで通過される方もおられます。ですから、あくまで地元の自治会だけではないというふうに思いますので、とりあえず自治会長さんに連絡とって、できたらやはり1回で済ますのがいいというふうなことも思いますし、できたらそういう格好で同行というんですか、現地確認を今後はしていきたいなというふうに考えます。

それともう一つ、カーブミラーの設置の数でございますけども、これは交通安全施設という形で3種類程度の形で今年予算計上いたしております。ですから、他の交通安全施設がないようであれば、当然それをある程度カーブミラーのほうに振り回すと、振り回すといいますが、数が増えてくるといったようなことも考えられます。ですから、一応予定しておりましたカーブミラーの数ではなく、やはり実際上の予算枠の中で考えていきたいと。ですから、1基つけると言いながらも、1基鏡だけをつける場所もありますし、いろいろな条件もありますので、その辺は適宜状況を見ながら必要とあれば数にこだわらず、安全のためにはやっていく必要があるんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） 中島議員。

中島貞次議員 特に、その場合に留意していただきたいと思うのが、1件自治会長さんからあったんですが、事故が起きた、視界が悪い交差点で実際に事故が起きた場所でちょっとつけてもらえないんやという声が1件ありました。これ糸井池のほうなんですけども、その場合に、じゃあ事故があったときにちょっと視界がちょうど現地確認しましても左右の視界がちょっと悪くて、ちょっと年いかれた方なんですけども、ちょっと事故起こしてしまったと。そういう経過があった場合に、そのカーブミラーの設置というのはやっぱり重要視されていくもんなんです。現在ちょっと設置されていないんですが、そういう場合はどうされますか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 難しいご質問だと思うんですけども、やはり一般的に私も担当が見に行った中で、その事故の原因と伺いますか、その辺はやはり判断する中で自分が運転した中で大丈夫、いわゆる慎重に運転していれば事故が起こらないのではないかと、そういう判断をやはりその第一義的に考えていく必要があるのではないかと。事故があるからという中で、そのすべてというわけには多分いかないのではないかと。

それともう一点、その場所によるんですけども、カーブミラーをつけることにより道が狭くなって、民地にカーブミラーの必要、立てざるを得ないといったようなときには、当然その自治会長さんを通じてお願いし、同意を得るといったようなこともございます。

ですから、やはりその道路の交通の支障を第一に考え、また安全を第一に考えながらその場その場の状況に応じて考えていきたいと。ですから、事故も頻繁に起きるんなら当然考えないけませんけども、原因等もよく聞きながらですけども、検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） 中島議員。

中島貞次議員 ありがとうございます。

ただいま質問しましたように、要はカーブミラーの重要性というのは私も運転してますからよく分かります。私はカーブミラーは積極的に利用するほうで、停止線が近づくとカーブミラー見ながら車の状況とか、歩行者の状況、特に危ないのが自転車、特に最近自転車でも右側通行して来られますと、左側の手前から来るわけですから、非常に危険予知がしにくいわけです。人間の感覚として自転車は左側通行ですから、例えば交差点に近づいてきたら右から来るものと私は勝手に判断してしまいますから、突然右から来れば、反対車線が1車線分あきますから、ある程度避ける余裕はありますけども、いきなり左から来られますと左側には車線も何もありませんのでひやっとするという。ただ、そのときにたまたま反射鏡がなく、左側を認識することはできなかったというふうな場所があったんですけども、そういう場合でもあればなあという私の希望なんですけども、それは個人的なことなんですけども、そういう意味で要はカーブミラーというのは私にとっては大変重要な、住民の方にとっても危険予知のために大変重要なものなので、町民の生命を守る上でこれからも住民の方に納得していただけるようなそういうカーブミラーの設置をよろしくお願いしたいと、そういうように思っております。

続きまして、次に移ります。

次は、定額給付金の質問なんですけれども、この定額給付金については、今回の3月定例会の補正予算に組み込まれており、議案資料配付前に一般質問の通告をした関係上、その後に分かった部分もありますので、内容を一部割愛しながら質問していきたいと思っております。

国の第2次補正予算が可決され、定額給付金の給付が決まりました。総額2兆395億円で、これはGDPを2%押し上げる効果があると聞いております。昨年に起きましたアメリカのサブプライムローン問題が発端となりまして、今は世界同時不況になり、100年に

一度と言われる経済危機に陥っているのが現状であります。

このような状況で、日本国内にあってもまさかと思うように大手企業が3月末時点での赤字決算を予測し、そのため雇用削減を打ち出し、多くの派遣社員、パート社員、契約社員が突然契約を打ち切れ、生活苦にあえいでいるのが現実の姿であります。また、正規雇用のいわゆる正社員であったとしても、週休3日、週休4日あるいは生産調整によってこの1週間お休みですよというふうに厳しい状況になっております。そんな中で、今回の定額給付金というのは国民すべての人に支給することによりまして消費を喚起し、社会全体の景気の下支えをする効果があると考えております。

今は2次補正予算の関連法案の可決が急がれている状況であります。町においては、総務省の通達を受けて準備が進んでいると思いますが、その準備状況並びに諸問題についてお尋ねしたいと思っております。

通告の質問ですが、まず1番、平成21年2月1日現在の定額給付金対象人数は資料から3万4,347人の方と分かりました。そして、給付金額は補正予算の資料から5億1,843万6,000円となっております。そして、次が気になるんですが、申請期間が6カ月間というふうに聞いております。それじゃあ、いつから6カ月間なのかと。スタートの日、それをちょっとお答えいただきたいということです。

それから2番目には、いろんなケースがあると思っております。要は2月1日の現在で住民基本台帳並びに外国人登録原票に登録された人が対象になっております。ということは、その2月1日前後のいろんな変化によってどこで受けれるあるいは受けれないとか、いろんなケースが考えられます。

1点目、2月1日以前に転入した場合とそれ以降に転入した場合、太子町に住居を移された場合のケース。

2番目は、2月1日以後に死亡した場合。

死亡した場合でも、同居家族がいる場合とあるいは全くのひとり住まいであった場合という場合にはちょっとケースが違うと思うんですが、その場合に受け取れるのかどうか。

3点目、今の死亡された人が同居家族がいても、ところが住民票の世帯上では別世帯になっているというケースがあると思うんです。同じ家に住んでいても息子夫婦とその亡くなられた例えばお年寄りの方が別世帯で住民票上はその亡くなられた人の世帯1人というふうになっているケースもあると思えます。その場合どういうふうになるのかということ。

それから、単独世帯、おひとり住まいの方が病院とか老人ホーム等の施設に入居されている場合、どういうふうに対応されるのか。

それから、2月1日という基準日があるんですけども、出産、結婚あるいは離婚等によって世帯に異動が生じた場合ですね。

それから6点目が、これは委員会でも質問がありましたけど、ホームレスあるいはネットカフェ難民の方々にも当然受ける権利はあるわけですが、それに対する対応はどのようなふうを考えておられるのか。

それから、DV、要はこれ女性の方ですけども、ドメスティックバイオレンス被害者への対応はどうされているのか。これはきのう見ましたけど、広報にもそのことがちょっと載ってありましたけども、本日お答え願いたいと思っております。その場合に、そういう法的な代理人が受け取ることも可能なのかと。

それから、3点目ですけども、大きな3番です。全国各地では各地の商工会と連携しながらプレミアムつき商品券の発行を考えている地域も多いようです。それについて太子町ではどういう考えでいるのかと。地域活性化のために必要ではないのかと、そういうふうに思っております。例えば今回約5億円余りのお金が太子町の住民の方々に渡るわけです。丸々5億円とは言いませんが、それでも数億円が地域で消費される、あるいは使われるということは非常に有効なわけですね。それ

がある人にも言うんですが、大手スーパー、大手電器店、大手チェーンのそういうお店が太子町内には何軒もありますけども、そこで消費されると太子町には要はお金が回ってこないわけです。そういう意味で、なるべく地域で使うというのが本当は大事なんではないかと。そういう意味で、こういう商品券の考え方も大事なんではないかと。例えば1万円で1万2,000円の商品券を購入できた。なら、2,000円プラス分余計に買えるわけですから、逆からいうとおよそ17%安くなったというふうな考え方もできようかと思えます。だから、地域活性化のためにはそういう考え方も大事ではないかと、そういうように思います。

4点目は、今回の定額給付金に際しては、振り込み詐欺等の対策が必要ではないかと、そういうように思います。この前の新聞報道でも早速そういう事件が報道されておりました。定額給付金がもう振り込まれますんで口座番号とか教えてくれませんかとかという不審な電話があったというそういう新聞、ニュースでもありました。そういう意味で、町としてそういう対策はどういうふうに考えているのかと。

以上の点について答弁願います。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） まず、申請期間でございますが、現在国のほうの関連法案ということがございますので、それが可決されて、町の補正予算も可決というか、以後に出発したいと思っております。今のところ3月16日に全世帯に簡易書留で配布予定をする予定でございます。その関係で、本町の受け付けが3月18日ごろから開始されるだろうという予測をしております。その3月18日が開始ということになりますので、6カ月間、9月18日までという形で考えております。

次に、2点目の1番目、2月1日以前に転入した場合と2月2日以後転入した場合でございますが、基準日が2月1日となっておりますので、

まずので、太子町で2月1日時点で住民基本台帳に登録されておれば当町で給付ということになります。2月1日以降転出されても、これは転出先へ申請書を太子町のほうから送付させていただきまして、太子町のほうで給付するという形でございます。

次に、2月1日以降死亡した場合、同居家族がいる場合とひとり住まいであった場合は受け取れるのかどうかということでございますが、2月1日に生存していれば給付する必要があり、同居家族がいれば代理申請が可能ということでございます。その方がひとり暮らしの場合は申請資格が消滅ということになります。

同じことで、先ほどの問いの場合と一緒にございますが、上の場合に同居していて、住民票は別になっている場合があるが、その場合に死亡された場合はどうなるのかということでございますが、世帯主への給付とこれは異なります。世帯分離しておればそれぞれの世帯主へ給付するということとなりますが、考え方は先ほどの考え方と一緒にございます。ただし、世帯分離をしていても同一の土地の中での世帯分離につきましては、これはその家族という見方ができますので、支給対象であるということでございます。

それと、単独世帯の方が病院や老人ホーム等の施設へ入居されている場合とその対応ということでございますが、入院されている方につきましては全世帯に郵送された時点で入院されていて不在で郵便を受け取れない場合、郵便局から返還これはされますので、その郵便を再度時期をずらして再郵送させていただくという対応でございます。「広報たいし」やホームページにも申請、手続関係を掲載しておりますので、申請書が受け取れない状況であっても連絡をいただければ適宜対応したいという考えでございます。

次に、その老人ホーム等の施設入居ということでございますが、町内には5カ所の特別養護老人ホームがございます。全世帯郵送したと同時に職員で各施設を訪問させていただ

きまして申請をしていただくという予定でございます。

次に、2月1日までに出産、結婚、離婚等により世帯に異動が生じた場合ということでございますが、これは2月1日現在で住民基本台帳、どこに登録しているかということによりまして決定されますので、登録している市町で給付ということでございます。

6番目のホームレス、ネットカフェ難民等への対応ということでございますが、この問題は都会での話というように太子町としては考えております。現時点におきましては、本町においてそういった形の確認はしておりません。

それと、DV被害者への対応はどうかと、その場合に法定代理人が受け取れるのかということでございますが、この対策につきましては場合によっては人命にかかわることが予想されます。この手続につきましては警察との連携が必要ということになります。一定の手続を完了していただければ世帯主への給付から分離することが可能であります。この場合もあくまで本人申請ということでございます。

それと、プレミアムつき商品券の発行ということでございますが、近隣市町におきましてもこのプレミアムつき商品券の発行を実施されるところが多々あると聞いております。本町におきましては、個人商店、自営業者というものが現在減少しておりまして、町内在住者の経営者が少ないという状況の中で、果たしてプレミアムつき商品券を発行して実際に町内の地域活性化につながるかどうかということがなかなか難しいだろうと現在は考えております。したがって、プレミアムつき商品券の発行ということは現段階では考慮してないということでございます。

それと、振り込め詐欺の対策ということでございますが、これは県内では既に被害者が出ておるといことも聞いております。太子町におきましては、一応「広報たいし」、ホームページの掲載、そして申請段階におきま

してその申請封筒の中にそういったご案内書も掲載させていただきまして、送付させていただきますという対応でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 中島議員。

中島貞次議員 いろいろな場合においてそれぞれ答弁していただきまして、ありがとうございました。

太子町内では、2番の6番ですけども、ホームレス、ネットカフェ難民等がいらないだろうということなんですけれども、ホームレスとかネットカフェ難民はまたちょっと状況がちゃうんですけども、例えばホームレスに陥る場合、なされる可能性としては、いわゆる家庭内いんな関係からいわゆる蒸発あるいは失踪とかという、そういうケースが考えられると思います。あれは失踪宣言をされると7年で死亡宣告になるとたしか法律にあるんですけども、そういう意味で例えば、いや私は生きていたんですよとか、いや私はここにいますよとかという、そういう今太子町にいてももともと太子町にいた人が何らかの理由で失踪されて、いや私は実はこうなんですとかというふうにして訴えるというか、申請されてきた場合の対応はどういうふうにするのかということ。

それから、DV被害者の件なんですけれども、兵庫県、各都道府県には配偶者暴力相談支援センターというものが設置されてありまして、当然そこにも相談を持ちかけておられる方もおられると思います。だから、何らかの方法で今は私自身がこの町の定額給付金の案内で見たのはきのうの広報が初めてなんですけれども、そういう意味で要は申請期間が6カ月ありますから、その間に極端に言いますと毎月のようにでも必ずどっかでPRしていただきたいなと。DVの方等でどうしても申請がしにくいという場合に、必ず警察と相談してしてくださいと。DVについては今回の広報にも書いてありましたし、そういう意味で毎回啓蒙をしていただきたいと、そういうふう考えております。

この広報自体は、要はこの町に住んでおられて、当然町民の方が主に見られるわけで、例えばDVの方というのは、単純に言いますと、太子町に住んでいてDV被害に遭われて、まさか同じ町内には住んでいたくないと、極端に言いますと。あのだんなさんの顔は二度と見たくないという人ですから、当然他市町村あるいは他府県にも今は住居を変わられてる方が多いというか、実際何人おられるかが私分かりませんが、方もおられると思うんで、当然何らかのPRというのは全国的にも行われるわけですけれども、太子町に対しても、太子町自身としてもそういうPRを定期的に行っていたらいいと、そういうように思います。それについてお伺いします。

それともう一つは、この郵便が1回来ますと何らかの形で見過ごしてしまうという可能性もあるかと思えます。人から言われてこんな来てたんとか、いつの間にかごみ箱に捨ててしまったと、もったいない話ですけどもそういう可能性もあると思えますんで、そういう方からの相談があった場合の対応の仕方というのもお聞きしたいと思えます。

それから、先ほど住民票ひとり住まいで受け取れないと、亡くなられた場合ね、受け取れないということがありました。これは要は2月1日時点では生きておられたわけですから、当然定額給付金を受ける一つの権利があったわけです。済みません、訂正します。だから、ひとり住まいの方で亡くなられた方は受け取れないと、1月31日までに亡くなられた場合ですね。だから、その場合に……。今のはちょっと取り消します。ちょっと頭の混乱してしまいました。

以上の点につきまして、もう一度質問いたします。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） まず、ホームレス等の関係でございますが、そういった方が言うてこられましてもケース・バイ・ケースでございます。今はあくまで2月1日現在に住民登録をされているかどうかというものが

基本になっておりますので、これにつきましては国なり県なりに確認をしながら進めるということでございます。国のほうにつきましても、すべてのケースにおいてのそういったこういう場合はこう取り扱うというようなことが回答として各市町にまだそこまで手配されてございません。今現在もいろんなケースの場合を考えたそういった質問が国、県のほうに寄せられておまして、そういったものがいつ来るのか分からない状況でございます。マニュアル的なものもつくっておりますが、それ以外のケースにつきましてはすべて国、県、そういったところで確認をとりながら進めていくということでございます。

DVの関係でございますが、このDVにつきましては国のほうも力を入れてございまして、そういったものにつきましては各すべての市町においてかなりのPRをされておりますので、例えば太子町の方が外に出られて住民票は太子町のままといった形であったとしても、各市町のPRの中で情報を仕入れられて、連絡、そういったものが各市町にそれぞれ出てくるだろうと思っております。

郵便の関係でございますが、これにつきましてはやはり6カ月という期間がございますので、できるだけそういった連絡のない方につきましてはその事務作業がある程度進んだ段階で確認をとりながらやっていきたいということでございます。再度連絡をとるなりして申請が受けられるような形に持っていくということでございます。

議長（北川嘉明） 中島議員。

中島貞次議員 最後に1点だけ。

いろいろ手続等に関して私は町から一切電話確認等はないと思えます。すべて郵便等による文書での確認方法だと思うんですが、それについて再度ご確認のお答えをお願いいたします。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 広報に載ってたかちょっと忘れましたが、うちも申請書を各戸に配布する場合にそういったものも記載を

させていただきまして、町からの訪問というんですか、戸別訪問的なものはございません。一切電話で確認をとらせていただきますということでございます。そういった被害に遭わないような形の対応は心得ているつもりでございます。

議長（北川嘉明） 中島議員。

中島貞次議員 今回の電話の件なんですけれども、慎重にお願いしたいなど。いろいろやっぱり住民の方も今はぴりぴりされておられますんで、極力電話の件だけはちょっとよろしくをお願いします。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 先ほど失言をいたしました。電話でのやりとりは一切しないということでのPRをさせていただきます。すべて郵便においてやりとりをするということのPRをさせていただくということでございます。

議長（北川嘉明） 中島議員。

中島貞次議員 了解しました。それです。よろしくをお願いします。要はお金の問題ですんで、何事も無事故で、大成功といいますか、していただきたいと思えます。

このたびの定額給付金に対してはまだまだ多くの方がまだかまだかというふうに待っておられます。当初は、マスコミ等の宣伝によりまして批判も多かったわけですが、今は8割を超す方が待っておられるというのが現状であります。町当局にあっても、国会で2次補正予算の関連法案が可決されれば速やかに実行していただきたいことを要望しまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（北川嘉明） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、井川芳昭議員。

井川芳昭議員 それでは、1番井川芳昭、通告に従いまして一般質問をします。

学校区の見直しについてですが、この件は委員会等でも幾らかお話をしていることなんです。太田小学校の児童の人数が1,000人

を超える状況にあつて、龍田小学校においてはその児童の人数が180人に満たないという現状があるのは承知されるところなんです。普通、普通の学校生活ではそない人数がどうかって余り気にもならないんですが、歴然とわかるところが運動会とかそういった行事のときに常々よく分かるんですけども、保護者の方から言われることなんです。行くといつもこんなに多いと、すごいなと、この人数何とかならんのかなとよく言われるんですね。当然児童の数だけではないんで、行事は。そこに保護者が2人、3人、4人と付随されてくるわけで、運動会の日朝なんかにも子供会のテントの場所取りで大混雑ということもなつて、そこからあふれた人は通路にまでシート広げられて座らざるを得ないというところで、結果的にはその通路が邪魔になつてしまつて人の往来がまた全然非常に混雑することになつてしまつて、子供たちの写真を撮る写真撮影の場合においてもやはり人があふれて、写真も撮るところがないけれども、入つてはいけないというところにロープ張つてあるんですが、そこを乗り越えて写真を撮らざるを得ないというような、また保護者のモラルの低下にもなつていて困つておるようです。

一方、龍田小学校の運動会を私行つたこと、見たこともあるんですが、もちろん人数が少ないですから、それに付随する保護者も少ないし。で、どちらの太田小学校の運動場が広いのか、龍田小学校の運動場が広いのかということ。僕は突き詰めてみたこともないんですが、かなりゆったり場所をとられて、運動会の競技するにも人手が足りないよう。で、いつも観戦の方が競技に借り出されて、競技中は観戦する人が今度いないので、結構テントの下でビデオだけがあつたりとかという形で、そんなところでテントの朝から場所を取りにくいとかという必要もなく、運動場も広々してますもんですから、そんなに会場も混雑もしないという状況で、これは授業ではないからそんな関係ないと言えれば関係な

いことなんでしょうが、教室内の授業においても1学年今龍田小学校であれば1クラスで、その1クラスの数にしては龍田小学校のほうが少ないと。結果的に、先生が一人ひとりの児童に対してもきめの細かい指導で教育ができてくるんだと思います。

そのことから、龍田小学校と太田小学校の児童に対するいわゆる義務教育の不均衡が発生しているのは紛れもない事実かなというふうに思ったりするんです。その辺何かアンバランスが教育委員会のほうでは何か感じられてどうなのかなとちょっと思ってたんで、教育長、この辺どういうふうに認識されてるんですかね。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。校区見直しについてのご質問でございます。

ご存じのように、小学校、中学校、幼稚園につきましては、通学、通園区域に関する規則により就学する学校園が定められているところでございまして、出生率の低下による児童数等の減少、また都市計画に基づくまちづくりの取り組みによって、各学校園の規模に差が生じて、小規模校や大規模校が併存している状況でございます。過去におきましても、学校区の見直しについてご意見をいただいた経緯もあり、適正規模の検討協議も教育委員会で進めてまいりましたが、旧来からの地区の枠を外すということについては歴史的な背景等から抵抗があり、学校区の見直しだけで解決できる問題ではないとの考えから、理解を得ることは難しいと判断し、現状校区を維持しているところでございます。

今後まちづくり、また時代の流れにより校区見直しのご意見や機運に大きな変化が見られ、保護者や地域の方々の合意形成が図れるまではいろんな角度から議論し、校区のあり方を検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、子供たちは生まれ育った環境、生活習慣などによりまして、物の見方、また感じ

方、考え方に大きな影響を受けます。学校での集団生活の中で協力や対立、共感や反発などのさまざまな人間関係を通して学ぶことによって大きく成長を遂げていくものでございます。つきましては、子供たちにとってよりよい教育環境の整備、充実を図っていくことが重要だとは考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 井川議員。

井川芳昭議員 答弁はそれでよかったんですが、私そこまでまだ発展した話は進めていないんで、今のこの現状を踏まえて、次長あたりまた教育長が何か龍田と太田小学校何かやっぱりバランス悪いなと肌で感じられておるかどうかをお聞きしたいんです。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 確かにおっしゃるとおりでございまして、これはやっぱり歴史的な背景、今言いましたような昔からのその地区の背景等々もございまして。

それと、感じておるのは感じております。

それと、今確かに言われているのは、全国的にですけども、第2次ベビーブームのジュニア時代ということで、今ちょうど新1年生、2年生ぐらいですかね、この辺から急激にまた児童数が増えているという現状でございまして、私どものほうでは平成23年ぐらいが一番ピークになろうということで、後は徐々に少なくなっていくのではないかなというふうなところでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 井川議員。

井川芳昭議員 余りちょっと話が、次長の話になると進み過ぎるのでちょっとスローペースで行きたいんですが、現状把握をされているのは大変これいいことなんですけど、もう一つは水泳の授業にもあるんですね。龍田小学校のプールは、僕も水泳してるとこ見たことあります。やはり25メートルプールで悠々と泳いでいる、あれ本来の小学校のプールの姿やと、僕らの時分がそうやったからそうやと思うんですが、太田小学校においては水泳

の授業なんかなといつも思うんやね。ずっと見やすい場所にあるから見えるんやけどね、端からのぞいたら見えるんで、そう。何か水泳じゃなしに芋の子洗うような感じで、水遊びのレベルでしか見れないんですね。また、保護者からもいささかどうなんかなというように意見もあるんですね。この辺もちょっと不均衡やなと、こういうスポーツと言われる体育の授業になるんですかね。そういうことも含めて、何かどうなのかなと思うたりすることもあるし、もう一つ、今度体育の授業になると、これ次長ご存じかわかりませんが、体育の授業でもし雨が降るとなるとどうされると思います、授業は。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 今の件で、デメリットのほうをおっしゃるんですけど、確かにそれはそういう窮屈さというんか、そういうのは龍田小学校と比較した場合極端に違うというのは認識しております。でも、メリット、デメリットは相半ばではないけど、例えば龍田は龍田で、極端に言うたら、幼稚園から小学校出るまでの8年間子供たちの序列というんか、いわゆる勉強と違って人間的な力関係における序列なんか龍田では変わることがなかなかないということは承知しておりますし、事実そういう話も聞いております。それから、もっと極端な例は、今から7年前に龍田小学校の1年生が男の子が1人しか入学がないと、女の子あと全部だという地域から苦情もありました。だから、あるいは切磋琢磨という面においても、あるいは子供が持つて多様性から考えて、多くの子供がおるほうがいるんな子と接する子ができて、いろんな子が生かされるという太田小学校のよさもあります。

ですから、太田小学校の確かにそういう窮屈さというんか、体育なんかにおける不便はありますけれど、クラス単位で体育というのはやっておりますんで、雨降ったら体育館を両方分けて使ってるというのは校長からは聞いております。1組と2組と体育館を半分ずつ

にして使ってるというのは校長からはそれは直接聞きましたけど、そうかというて、これ太田のどこかを龍田の校区に行きなさいとか、あるいは半分半分にしなさいとかということは子供の生まれてからの日常の生活圈、生活実態を考えたとき、あるいは地域の住民の感情的なもんを考えた場合、非常に難しいと、こんなふうに認識しております。

以上です。

議長（北川嘉明） 井川議員。

井川芳昭議員 教育長の言われた、非常に難しいことというのは、子供はもちろん地域密着ということもあるんで非常にわかるんですけども、先ほどの体育館の件で雨降ったらどこでやるんやという件で、教育長は半々使って体育館でやるんやというふうに言われたんやけど、私が聞いた方には、雨降ったら体育なくなるんやと、だから困るんやと。何年生がやられてるのかどうかわかりませんよ。ただ、人数が多いから雨降ったらもう一遍に体育館に固まってしまうから、体育館が使えるからもう中止やと。そんなこともあるんやなと僕初めて聞いて、そんなこと僕らのときなかったなと思いながら話も聞いたんですけどね。

先日の福祉の委員会の中でも、教育次長も太田小学校と龍田小学校、何人か龍田小学校のほう行ってもらってというふうな話をしたときに、考え全くないと言われる答弁もされたんで、その中でやはり先ほど言われてた自治会がネックになって、自治会が問題であるということもわかるんですよ。子供というのは当然自治会の人に守られてるのはわかるんですね。

ただ、私も考えるんですけど、子供たちが大人に守られている、これは当然そうなんですけど、子供たちが元気である姿を見て大人たちも元気になれる。ある年寄りの方も言われてました。毎朝一生懸命ランドセル背負って学校行っとると。せやから、私ら毎朝見るんに元気出して起きるんやとか、そういうことも一つあるんですね。それは相対してあ

るわけなんですね。大人が子供の世話をしているんじゃないし、子供も大人のある一方では世話をしているというような形も見てとれるんですね。

だから、その自治会が言われてるから、大人が守ってるからそんな難しいやんというようなことは、余り理由に僕ならないと思うんやね。通学面でいろんな防犯の意味で各種団体の方が出られて見守っておられるのはわかるんですけども、それは大人にもあるし、子供にもあることであって、どちらが守ってるわけでもないと思うんやね。

その辺もちょっと本当にこれやれないものなのかなと。1回話をされてたのわかるんですが、ほんまに何が問題にあるのかなと、ほんまに自治会なのかなと思うたりもするんですけど、この辺いかがですか。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） この問題は今分りながら井川議員もおっしゃってる面があると思うんですけど、総論においてはそういうご意見で賛成的なご意見出される方も多いですけど、いざ自分の子供なり自分の地区になったときに、数年前に太田地域のある地域を龍田という話が出たとき、その名前が上がった地域の方は猛烈に反対なさったんです。これは別に太子だけじゃなくて、前にちらっと言いましたけど、山崎東中学が合併して大きいいい学校になるときは非常に賛成の意見が多かったのに、実際になってみるとある地域が、4つほどの地域が、ちょっと名前は言うたら語弊あるんで言いませんけど、その地域が山崎東に行くのを7カ月ほど登校拒否なさって、別の廃校になった小学校のところ授業なさったというような、そんな実態もあります。ですから、この問題は自治会だけの問題ではなくて、総論は賛成なさるけど、各論で非常に難しい面があると。そういうふうにご理解願いたいと思います。

以上です。

議長（北川嘉明） 井川議員。

井川芳昭議員 この間の委員会でも、先ほ

ど言われた教育長の話も非常によくわかるんです。この間の委員会では教育次長が、今がピークであると、太田小学校の人数が今がピークであると。この6年間で山であるというような話もされていて、本当にこれ住民動向から待機児童からの話からすると、ほんまに6年間でピークなんかというふうに思ったりもするんで、そのピークの根拠を説明してもらえますか。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） ピークの根拠についてでございますけれども、これにつきましては現在の太子町における住民基本台帳による登録名簿、登録者ですね、それによりまして分かってくるわけでございます、また将来的なことにつきましては県が2月に発表しております将来推計人口の推計数によりまして分かるわけでございますので、ただいま申しました第2次ベビーブームの子の世代ということで、今がちょうどそういう時期で来ておりますので、この五、六年、この間がピークだろうと。

あと、これが言えるのは今のことですが、あとは社会、いわゆる社会による関係、いわゆる社会の、これにつきましては、まず今それだけで固定するわけでないんですけども、時代の流れとかまたそういう社会増に伴うところの要因が出てきましたら、また校区の見直しということも将来的にはあるかはわかりませんが、現在の私どものつかんでいるこの推計では今がピークだなというところでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 井川議員。

井川芳昭議員 私の言っているのは、太子町での今後の児童の予測であって、県の予測、他の地方公共団体の予測っていうのは余り当てはまらないような気もしてるんですが、そういうことであっては余りこの件はやっぱり重要視されてないのかなと。太田小学校多過ぎて、龍田小学校はちょっと少な過ぎるというような形に余り正面向いて話して

もらえないのかなというふうには思うんですけどね。

6年間ピークであっても、本当に現実を見る限り6年間待ってけるのかなと、実際のところね。いろんな現在通われてる児童が何かかわいそうな気もするし、また保護者もそんなかわいそうなんかなというふうに思ったりもするというようなことも聞くんで、今しないと6年ピーク待つかな、待ってもどうなんやみたい。あとまた変動が違うかったりしてもというふうなこともあると思うんで。

だから、龍田小学校なんかで地区でいうたら、僕なんかからいうと、東保あたりですか、もう山超えたら上に見えとんでね。佐用岡のとこなんかにしたら、山を隔てて向かい合わせでというような形で学校に行ってるのも私同級生もおりますんでわかっておるんですが、そういった東保の人あたりと教育委員会の方が今後のこっからやったら行けるかなとかというような協議を今までしたことありますか。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 今のご質問で、東保の方だけとか、そういう地域だけをとってお話し合いをした機会はありません。

それと、子供の今がピーク、なぜピークだと言えるのかということでございますけども、これは今の住基の登録数を見ますと、子供の数、これからいきますと今がピークだということは言えるだろうと思います。したがって、太田小学校につきましては新年度の予算で3教室を増築しまして、それに耐え得る恒久的なもんということで3教室プラスして対応していこうと考えてございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 井川議員。

井川芳昭議員 この話以前に委員会で副町長のほうにも1回そんな話をしたことございまして、副町長のお話ではそのことはやっぱり難しいと。個人的なことでひっかかるところもあると言われて、それよりは龍田地区の

市街化を推進して、人口を増やしたほうがいいんじゃないかと。いや、それもちょっといささか難しいなと。でもやっぱり一番簡単な方法があるんであるとすれば、やはり学区を見直して何ぼか太田校区から龍田に行ってもらるのが一番ベターなんかなと。それ難しいことやともう言われてました。だから、この辺はちょっと副町長、見解いかがですかね。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） これは、教育委員会のほうで学区の見直しについては所管としてやっております。ただ、まちづくりということで考えれば、委員会でも申し上げたとおり、太子町のまちづくりの中である程度考えていくのがいいのではないかと、まだ私見的な、私の考えとしては持っておりますが、それでどうこうと言える状況ではないと。非常に市街化の見直しについては、前にも申し上げましたが、非常に条件的には太子町の場合難しいのではないかとこの前申し上げましたが、現時点でもその考えのとおりでございます。

議長（北川嘉明） 井川議員。

井川芳昭議員 この間の件で、町長の21年度の施政方針で、太田小学校について今後さらに児童の増加が見込まれて平成22年度には3教室が不足すると予測され、校舎の増築を行い、良好な教育環境の整備に努めていくと、これを言われているんですが、児童の人数が増えるから校舎を増築するような形だと思っんです。校舎を増築することで余りおさまる話でないかと思っんやね。人が入れれることは事実なんですね、おさまり切らんからつくってもらおうということであろうと思っんです。いかんせんやっぱり太田小学校でもう建物を建てるとまた敷地というか、中が狭くなると思っんです。また、その狭くなった上に運動会等の行事にもまたさらに人数が増えて、いろんな悪影響を及ぼしてくると思うんですが、町長の良好な教育環境の整備っていうのはどのようなものです

か。具体的に説明いただけますか。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） 良好な環境、当然今教室が限られておりますので、それを満杯にして窮屈な授業をするということはしかねますので、やはりそうした緊急時の対応、先を見越した校舎の増築で良好な教育環境を備えていこうということをごさいます、先ほど来太田と龍田の関係もおっしゃっておりますが、子供だけは龍田へ行かず、それで地域はつき合いは今までどおりというような、そういう不自然なことも、教育委員会は教育委員会の考えもあろうと思います。そういうことは、本当に端的にできるのであれば我々も行政としてもやっております。十分そうしたところを地元とも協議しなければいけない、今までもそうしたことで、この校区では私はなかったんですが、やったこともございます。大きな障害が出てきて、乗り切ることができませんでした。やはりそうしたところは十二分にすべての課題を克服しながらやっていかなければいけないと、このように考えており、また先ほど来出てますように、将来人口数等々も考えますと、2つに割って果たしていかなものかということも言えますので、もう既にご承知であろうと思います。太子中学校一本にまとめました。今また2つに分けております。いろんなことがございます。やはりそうしたところを慎重に将来というものを見通しながら、またとれる策は考えていきたいなど、このように思います。

以上です。

議長（北川嘉明） 井川議員。

井川芳昭議員 町長の言われた分けることは、言うことは簡単やと。分けることは自治会も含めて、それも私十分承知して発言してるんです。建物もこしらえてもらえるのはこれ非常にいいことなんですが、やはりつくったつくったで人が増えていく、生徒が増えていくという懸念もある程度考えてもらおうと。難しいことは私わかってるんです、そんなことは、自治会のこと承知をしております。

すし、だから本来移すところがないと。近くに龍田小学校があれば、どないかしてそれを実行できないかなと。それは皆さんで協議していただいて、どっかで妥協点があるのかなということ私言うだけであって、もうそれをどないかせんかとか、そんなこと言うつもりはないんです。ただ、ちょっと考えたらできるのかな、どっちなんかなというふうなことを問うていきたいと思っております。

龍田小学校も立派な学校があったりして、本当にこれ教育委員会受け入れって、太田小学校からそういった自治会の垣根を越えて受け入れってというのはやっぱりできないもんですか。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） 先ほども申し上げましたように、自治会は自治会、生徒は生徒、我々行政で言いますと教育委員会は教育委員会勝手に、勝手と言う言葉はこれは語弊があると思いますが、教育委員会は教育委員会の考え方、今おっしゃってるように、子供だけを龍田へ行かすというのは、それは私は今の現状を考えればいいことですが、それが行政としてやれるかどうか、教育行政で妥当かどうか、そうしたところ。それから、太子の中で地域性というのも十二分に考えておかないと、逆にまた太田校区がばらばらになるというようなことも発生する可能性もなきにしもあらずというようなことで、それは慎重に対応しないといけないと、このように思っております。だから、教育委員会が今結論出せるかと、できないかといったら、今のところは私はできないというふうに、このように考えます。

以上です。

議長（北川嘉明） 井川議員。

井川芳昭議員 また同じことを告げられると思うんですが、これについて太田幼稚園とまた龍田幼稚園というのも同じことの現象が起こっていると思うんですが、これについても

何か1回苦情を聞いたこともあるんですけども、これについてもやっぱり同じような見解でしょうか。

議長（北川嘉明） 教育長。

教育長（圓尾哲一） お答えします。

今先ほど町長がおっしゃったのと同じことだと思います。それで、特に小学校の低学年でも交通の安全面からいうたら非常に難しいのに、幼稚園でしたら余計に遠距離通うということは非常に問題があるように思います。

それから、このことは私はそれで太田小学校が教育のレベルがこれによってダウンすることないように常に配慮をしております。県教委ともこの内容については、太田の難しさについては非常に心配しながら話をしております。例えば、これは手前みそになるんですけど、養護の先生も普通1つの学校には1人なんですけど、太田小学校は3年前から2人つけていただいております。事務職も2人、それから、普通特別加配は2ないし3人ですけど、太田は7人から8人特別加配の先生をつけてもらうて、太田がこれによって教育的な被害を子供が受けんように教育委員会としては努力はさせていただいております。

以上です。

議長（北川嘉明） 井川議員。

井川芳昭議員 同じ内容で私も承知するところであるんですが、最近日本の国では至るところで市町村の合併があったりして、その中で小・中学校の統廃合があって、いろんな学校行ってたところは学校がなくなってしまうというような現実がいろんなところであると思うんです。自治会が自治会がという問題に比べたら学校がなくなってしまうよりはましなんかと思うたりもするんですけど、現状マンモス校のとことそれからそうでないこの格差が余りにも大きいんで、今の自治会の話もわかるんですが、今の生徒また児童の方はやっぱり物事もっと広い視野で考えていると思うんです。また、そうでないと世界にも通用しない、日本にも通用しないというようなそんな時代も来ておるんですね。

一回難しいことであるのであれば、もう少し順序よくいろんな意味で会合を持っていたいて、本当にほんまにできんもんかというようなことで私たち大人が支えていく、子供たちのためにすぐにでもやっていきたいというふうに要望するわけでございますが、今の現状話して聞いてみると非常に難しい問題があるというふうなことも理解しております、一応要望含めて私の一般質問を終わります。

議長（北川嘉明） 以上で井川芳昭議員の一般質問は終わりました。

次、桜井公晴議員。

桜井公晴議員 通告の順に一般質問を行います。ちょっと声がおかしいですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、3年、3年に見直しを図られる介護保険制度の見直しについて伺いたいと思います。

今年は、ご案内のとおり、介護保険制度の見直しが行われるわけでありましたが、この見直しにつきましても、必要な介護について、私はいつも言うわけですけども、だれもがいつでも相談できて利用ができる制度にすべきだと。何よりも人生の最後に生きがいあるときを過ごすためにお金をかけたからといって無駄遣いという人はいないと思います。そういう点からの取り組みについて説明を求めたいと思います。

同時に、制度の欠陥を補完するための独自の施策で、安全・安心、住んでよかったまちづくりこそ私は大切だと、このように考えます。保険料負担も負担能力に応じて払える水準にすべきでありますし、その点での取り組みもここで確認させていただきたいと思ひます。

それから、大きな問題としてですが、4月から実施されます要介護認定の見直しも大きな問題です。これについては、本来要介護者の状態に基づいて認定を行うということが大事でありますのに、機械的な要介護度の認定制度はやはり廃止しないといけないと。そし

て、これについても独自の取り組みが必要か  
と思います。国はこういうようなことを機械  
的にやろうとしていると。これらのことにつ  
いては、当局のほうがよくつかんでいると思  
いますので、今度の要介護度認定について  
のことなんです、特に要支援2、要介護1か  
ら5のそのそれぞれ二、三割が現行方式より  
も軽度に判定されるおそれがあると。政府関  
係資料から見てもそういうことがうかがえる  
ということで、非常に心配をされている向き  
があるわけです。これらのことについてはど  
のように認識しているかが一つは問題なの  
で、わかっていることだと思いますので、当  
局のほうから説明いただいて、そしてこれが  
どれだけ住民に保険あって介護なしの実態を  
つくってしまうのかということをおわせて説  
明を求めたいと思います。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） まず1点目  
でございますが、制度の見直しについての取  
組みでございます。

桜井議員さんおっしゃいますけれどもがい  
つでも相談できと、利用できる制度という  
ことでございます。このサービス提供を円滑  
に行っていく上では、利用者の方々が多様な  
サービス提供事業者からより適切に必要なサ  
ービスを選択をしていただけるように常時広  
報活動を行うとともに、やはり中核的組織  
でもあります地域包括支援センター、この充  
実というところに、特に相談業務の充実とい  
ったところに重きを置いた計画ということに  
なっております。

それから、保険料負担を中心とした施  
策、取り組みでございますけれども、ご承  
知のとおり、この負担につきましては相互扶  
助が基本となっております、その負担能力  
に応じた段階と申しますのが法令のほうで  
きちっと設定をされておるところございま  
す。今般政令の改正によりまして標準段階、  
いわゆる第4段階での軽減措置が保険者の  
判断によってすることができるということに  
なりましたので、昨日の提案説明でも触れ  
ましたよ

うに、第4段階の中で軽減措置を講じたとい  
うところでございます。

それから最後に、介護認定の見直しが問題  
視をされておるといってお尋ねでございま  
したんですが、これにつきましても本当に  
国のほうではこれまでの第3期までの経緯も  
踏まえて、その多様な心身の障害の評価手  
法がございまして、それをより確立をさせ  
たいというところから、国のほうでは現在  
の82項目にさらに110項目を加えて実態  
調査を行っております。これらの実態調査  
のデータをもとにしまして国のほうの要  
介護認定調査検討会で十分な検討を重ねら  
れて、今回の改定に反映させたというところ  
でございます、最終的には74項目の認定  
調査項目となっておりますが、こういった  
面では簡素化が図られたという一方、また  
今桜井議員さん言われたような心配をする  
向きがあるようでございますが、私どもは  
やはり国の本当に専門家の方々によら  
れてのこういった改定作業でございます。

変更点につきましては、今言いましたよ  
うに、1次審査が簡素化される、また調  
査員がこれまで判断がつかないといった  
点が今回改定によりまして特記事項にす  
べて記入をしていくといったような手法  
になっておりますので、従来からも何  
も1次調査がすべてではございませ  
んで、当然主治医の先生の意見書をも  
とにしました介護認定審査会におい  
ての審査というのが最終的な判断とい  
ったことございまして、このたびの改  
定を見ましてもやはり認定審査会での  
重量と申しますか、それがかなり重  
くなったというふうに思っております  
ので、より多様な高齢者の方々の実  
態に即した認定が行われるという  
ふうな認識でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井議員。

桜井公晴議員 これどなたも承知のこと  
なんですけれども、介護保険サービス  
を利用するためには、いずれにしても  
要介護度の認定で、その中で非該当  
とかあるいは要支援1、

2、それから要介護1～5の8段階を受ける必要があるわけですが、コンピューター等による1次判定、今説明がありましたけども、3人以上の専門家で構成する認定審査会で2次判定が行われると。要は、軽度に認定されるほど保険で受けられるサービスの限度額が低くなる、こういう制度ですね。こんなみんなちゃんと知るからだんだんとかかしくなるんですよ。新しい方式といいますがけれども、要介護度の判定に必要な情報が大幅に結局削減されると。生活実態からかけ離れた軽度の判定が増えることが危惧されるということは、こういうことはないということはないとも言えないんでしょう。そういう中でのことになりまして、特に今説明がありましたようなことは答えてもらったほうがええんだけれども、こういうことにするためのモデル事業を厚労省はやったと。

そやけども、その中で明らかになったことをご承知だと思いますけれども、新方式では要支援2の31%、それから要介護1の19%、要介護2の28%などがそれぞれ各要介護度で二、三割の人が現行方式よりも軽度になると。ならない保証はないと言われてるんですね。だから、本当に保険はこの制度が、先ほども言いましたように、保険あって介護なしと、こういうことにならないようなことが地方からも声が上がっていく必要が私はあると思う。そういう点で、今回の見直しがどうなってくるかということになります。

ただ、問題なのは、こういうサービスが充実することと、一方で保険料との連動する仕組みね、結局そうなるんですけども、保険料に結びついてくる、こういうことを実態的に作り出しているということで、今回準備基金などのため込みが大分あって、全体的には上げないと、先ほどもありましたな。当たり前でしょう、ため込んだやつを使うだけですから、皆さんのお金です。3,800億円とされています。8年度でね。国の負担を増やさなければ介護サービスを増やすと保険料が、先ほども言いましたように、値上げになると、

直結すると。今の仕組みでは介護保険の費用のうちで保険料負担は5割でありますし、国の負担は在宅で25%、施設で20%にすぎないわけですから、これらのことを増やさないと、結局サービスを充実させると保険料に連動するということなんで、国にやっぱり責任を持たせると、こういう要求も当然すべきやと私は思うんですよ。だから、そういう中でのこととあわせて独自の措置も結局は国が後退させようとしている、そういう中で町ではここでやっぱり安心して介護保険が受けられるようにするために独自の措置が要るんじゃないかと。それも太子町の大きな施策であるということで繰り返し言っているわけです。

それから、実態に見合った判定ができるようにというのは、コンピューターっちゃうのはもう項目によって一定のことやりますし、それで先ほどは主治医の判断がこうだということ言うてますけども、実際厚労省のモデルから見ても軽度に判断されると危惧される専門家がいっぱいおってんですわな。そういうことを聞きよんですよ。だから、それが無いというならないと言ってください、太子町では。その辺のことを説明してください。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 一般論でございますけれども、当然サービスが充実といたしますが、高まればその分保険でもって負担という、これは背中合わせでございますので、桜井議員さんおっしゃるとおりでございます。それを国にということなんですけど、これについてはもうきちっと負担の区分というのが法制化されておまして、パーセントが出ております。半分が要は被保険者であと半分が国、県、町といった公費ということでございまして、そのサービスが増えれば当然それに見合う負担といたしますが、それから被保険者を含めましてすべてが増えるということでございます。

その中で、町としての独自の施策ということでございますが、今言いましたように、法令のほうできちんとした区分がなされてお

ますので、本当に我々が独自といったことにつきましては極めて限られてまいります。本町の場合、第3期のときからもそうですが、予防といったところに重点を置いておまして、いきいき教室なんかの教室の充実といったところはかなり割いておるというところでございます。これらにしましても、すべてサービスの中身となってまいりますので、保険料との連動、結びつきがございます。

そういったことで、この認定の改定につきましては、本当に項目からしますと簡素化といったようなことで、そういった危惧をされる部分があるかと思うんですけれども、やはり特別な介護の手間といった部分がかなり特記事項のほうに載せられてまいりますので、認定審査会のほうでそういったさらに奥行きの部分といいますか、というところが加味をされた審査になるのではないかなというふうに思っておりますのでございます。

議長（北川嘉明） 桜井議員。

桜井公晴議員 私が言よんのは、やっぱり実態に見合った形でやっていくことによって保険あって介護なしにならないようになると。機械的になれば機械的になったような形になってきますので、今まで、先ほどから言いよる特記事項とか、そういうことで付記されることによって判断がされないと、これ、介護の親なんかこういう形になったりしたらようわかることなんやけども、障害者もそうです。特に、障害者の場合はちょっと違いますけども、わかった障害者、それから親とかそういう年寄りというのはそのときには元気ばるんですわ、割合。それで、その後家族が介護するということに困ると、現実には。そういうようなこともありますから、日常生活を見て判断をすると、これがなくなってくる、だんだんと今回のケースでは。そう言われているんや、そういうことのないように一つはするということ。

それから、独自な取り組みでこれを国の制度を国に求めえという一つは言うんですけど。それとあわせて、それを補完するような

ことを町がやるべきやと言うてるんで、法律は法律ですから、法律がわやにされていったらだんだんそれに追随することになったらますます悪くなるんで、町からもちゃんという法律の問題についてはっきり言わなあかんという意味のことを何回も言うてるんで、法律の代弁してもらおうと思っておりません。やっぱりこういうことで困ってるという形で国に物申すと。そして、見直しの際にはそれを求めるというのは当たり前だと思うんですよ。それで、国の負担が増えない限り地方の負担か利用者の負担になるわけですから、この仕組みは。だから困ると。選択をしないとなかなか介護保険料を掛けながら利用できない、こういうことになるんで今回の質問をしてるんですが、その辺を心得ていただきたいと思うんです。後々に物申す方向をはっきりさせていただきたいと、こういうふうに思います。

時間もありますので、また後々質問する機会があると思いますので、次の質問に移ります。

それから、2点目の公的保育制度の維持、改善についてであります。この件もそうなんですけれども、国と自治体が責任を負うというのが今の法律に基づいて、それこそ法律に基づいての公的保育制度でありますけれども、規制緩和等でこれが壊されようとしております。次年度からはそういうことをやろうとしとんどすね。財界言いなりの直接契約制などで保育の市場化を進めるか、それとも子供の成長、発達を保障して働く女性等にとって切実な子育て支援の制度として充実させるかがこれ問われとんどす。現行の保育制度を維持改善すべきだと私は考えますし、この取り組みは大事やと思いますので、町の取り組みを説明いただきたいと思います。

この件も私が説明しよると時間がいっぱいこちらで使うてしまうんで、こういうふうに今検討され、こういうふうにしてしようとするということを認識してたり調査をしてたら、そちらから答弁してください。じゃないと、

時間が足りません。だから、ぜひそういう、そしてこれがこういうことになるという説明をしてください、わかっとつたら。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） ちょっと私のほうの取り方が間違ってるかも分かんのですが、現行制度の維持改善ということが桜井議員さんの質問の趣旨かと思えます。

現行制度におきましては、市町村のほうに保育の実施義務を課して、その市町村の履行を通じまして保護者が保育所を利用するという仕組みでございます。先般社会保障審議会の少子化対策特別部会のほうで現行の保育制度の見直しと申しますか、見直し案と申しますね、それを報告をされまして、去る2月24日に中間報告がなされたところでございます。その中に、今桜井議員さんも触れられましたのが、直接契約といったようなことも検討されたようでございますが、この中間報告では直接契約については見送るということで私どもは、新聞報道でございますけれども、目にいたしております。

町のほうはこれまでの保育制度と申しますのはやはり何を置いても安心感を保護者の方に持っていただくということを基本に据えておりますので、今国のほうでいろいろな改革が考えられておるようでございますけれども、この一つとしましての先ほどの中間報告、これを受けて厚生労働省のほうは平成22年度に何とかということをおっしゃっておりますけれども、そのあたりの動向について今後注視をしなければならぬというふうに思っております。

現在のところは先ほども申しましたように、本当に安心感のある保育サービスを提供しなければならないというところに軸足を置いておりますので、その辺と国の動向というのをよく注視をしまして、保育の質の低下がなされないように努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 桜井議員。

桜井公晴議員 ちょっと声があれやから余り言いたくないんやけど、中間報告今触れられたとおり、それから新聞報道でもそれらが出ているということを今説明しているとおりだと思います、そういうことは。

しかし、このことについてはせんだって、これ大都市ではいろいろ問題が出て、こちらに波及してきよんですけども、いわゆるこれは社会問題になったことがありまして、それはもう反省しないといけないことが起こるのは当たり前なんですけども、全国的にはハッピーマイルという東京の東中野駅前にあって、この親会社がエムケイグループで、ここが直接契約で預かるということでやってきたのが、いきなりパンクして大問題になったというのはご存じかな。これ社会問題になった。それで、結局いきなり言われるんやから子供どないするかということになって、それがこれは市場化原理で結局は直接契約にする。それで、補助金だけ出すからあんた勝手にそこでどこでも契約してきなはれということから起こること、それで契約したところがつぶれておかしゅうなってもうた。エムケイグループちゅうのはこういうことで、参入はしたんやけどもこういう状況が生まれて、首都圏で大問題になって、それが今太子町の議会にも陳情が来てるわけです。現行保育制度を維持して、こういう市場化に道を開くことのないようにということ、それから何よりも子供が健やかに成長していくためのいわゆる法律に基づいて保育が受けられるように現行制度を維持拡充すると、こういうことを求めるということで陳情が、陳情名は現行制度の堅持、拡充と学童保育、子育て支援予算の大幅増額を求める意見書を提出していただきたいと、こういうのが議会のほうに届いてると、関係団体から。保護者団体、運動団体からね。

私は何よりもやっぱり児童福祉法の第1条で言ってること、すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならないと。これ1条ですよ、2

項で、すべて児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならないということ。それから第24条、これはご承知のご案内のことなんですけど、あえてちょっと言っておきますが、保育所への入所というのは今規定されてますね、24条で。市町村は政令で定める基準に従い条例で定めるところにより保護者の労働または疾病等の事由により、その看護すべき幼児、乳児または第39条の第2項に規定する児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育する措置をとらなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事情があるときは、その他の適切な保護を加えなければならないというほど、公的介護がうたわれてるやね。そういう中で、勝手に契約しなされではいけないからあちこちからそういう問題が出てきていると。これも当局もよく研究して、住民にもこういう状況で今やられていると。情報が少ないんですよ、この言えば、町でさえも情報を収集し、その情報を知らせてこういうことにならないようにやっぱり住民も大きな力を発揮していかないとだめだと私は思いますので、こういうふうにならぬとここにありということを市場化進めて利益上がらななら知らぬとというようなことを、無責任なことをさせてはならないと。だから、公的責任がおもてに出ないといけないということになりますので、その辺のことはどない思っておりますか、保育について。

今来年ということで地ならししよんでしよう、厚労省がいろいろ言うて。それで、先ほどの説明では、中間では一応検討が具体化するということは、検討段階であると言いますが、実際は地ならしをしようと。世論をつくってそちらに向けようとする、一方では参入したところがつぶれて迷惑をこうむるとというような実態が生まれていると。この辺をしっかりと行政も研究してもらわな困る。その辺どうですか。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） この改革案につきましては、国のほうから正式なものというのはございませんが、中身の概略的なものについては目にしておりました。検討がなされてる内容等についても承知をしておりますが、中間報告を見ますと、どうもその直接申し込みというのは導入をされそうだなというふうに思いました。2009年度中での関連法が改正をされるのは必須の動きというふうには見ております。

今桜井議員さんがご心配されておる向き、私も何も否定はいたしません。本当にそういった規制緩和が過度に進みますと、先ほど言われました例を出されましたそういった事業者の突然の撤退なり、また保護者の所得によりますところの保育処遇の格差といったような問題も出てまいりますので、過度に進むといったことについては何らかのこれは、仮に法整備をされるに当たっても、やはり新規参入者への俗に言います指導、監督のあり方といったのが細かにされるんではないかなという推測はいたしておりますが、そういったやはり心配される点につきましては法律のほうでかなり反映をされるんではないか、これも推測でございますので、今の段階でこうだといったことはなかなか申し上げにくいわけでございます。心配をされている向きというのでも重々承知をいたしますが、繰り返すようですけれども、やはり保護者の方に安心を持って預けていただくといったところへもってそれぞれ考えなければならぬかなあというのが今の思いでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 桜井議員。

桜井公晴議員 けさのテレビが何かで、けさかきのうかでもこういう保育についても言っておりましたけど、今のような経済情勢と生活の困窮、それは職ということ、収入の減少の中で今までお家におられた奥さんも働かないといけないと、そうやないと家計が支えられないということで、就労の機会をつくって出ようとしたら、今ちょうど子供の数も多

いわけですけども、保育所が足りないというふうなことが現に起こると。そこへそういう規制緩和でほかの事業者がぽっと入ってきて受けた、それがつぶれた、それほどあげつないことはないのがこのエムケイグループのやつですわな。だから、それはどこで起こるとも起こらんということは保証がないわけで、もともと国の責任と地方自治体の責任でやらないといけないのが、直接契約制が導入されますと保育料が払えない、大変しんどいという人はやっぱり預けられない。だから、3、4歳になったら家に閉じ込めてということになったら大変なことになるわけですから、こういうことにならないように今の改正をしようとする直接契約制がどれだけあげつないことかということを含めて、それで国と自治体が責任持つこと、先ほど言いました児童福祉法に基づいて責任を持つということ、その24条ね。だから、それはやっぱり厳守していくことで子育て支援とか少子化対策とか言えるんじゃないかと。こんなんがみんな壊されたら、本当に少子化対策やと言うとるだけで口先だけで言うのと。それから、保育対策ということも口先だけのことになってしまいますので、これは肝に銘じてやはり国にも物申していくことと地方ではそれをまた補完しないといけないこと、それも大事なことになるんで、その辺は心得て対応していただきたいと思います。

議長（北川嘉明） ただいま桜井公晴議員の一般質問の途中ですが、この際暫時休憩します。

再開は3時15分とします。

（休憩 午後3時03分）

（再開 午後3時16分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

3番目の質問に移りますが、まちづくりと

人口対策について伺いたいと思います。

これは先ほども井川議員の質問に対して兵庫県の人口推計っちゅうのが答弁されておりましたけども、兵庫県は50年後の2055年の将来推計人口をまとめて、2月6日の新聞に発表をしたわけでありまして。これによりますと、県全体の人口は2005年と、いわゆる国調のときですね、2005年と比べて29%、約3割の減で397万8,000人になると。この発表では同時に市町別でも推計が載せられておりましたが、太子町は2005年が3万2,555人、これが50年後の2055年度には2万3,053人ということで、県全体と同じような形で29.2%の減となる、こういうふうになっております。これは将来ともに対策を講じないとうなると、こういうことでもあります。詳細の結果をもとに必要な対策を講じることが私は求められると、このように思います。詳細のいわゆる全体的な内容と詳しい内容とこれに対する対応、こういうふうに表示されたらそれで、先ほども言いましたように、対策を講じないとうなるということですから、対応について姿勢が問われると思いますが、その点について。

それから、この人口動向というのはまちづくりを進める上で重視すべきことであります。また、財政問題でもあるとって過言でないと思います。施政方針でも述べられたりしているようなこと、住みたいあるいは住み続けたい、安心して老いることができる町であるべきだと思いますし、町の魅力をつくるのが肝要かと思います。そういう点から、これに見合った対応が求められるわけでありまして、それについて。

それから、都市計画の線引き見直しもその一つであると考えます。先ほども井川議員が指摘しておりました校区、自治会、いわゆる集落、それから集落共同体で共同で、例えば松尾あるいは阿曾、下阿曾で実施もしくは進行しているまちづくり協議会等で自主的に検討協議して決定した計画をもとに線引きを思い切って見直す方向へ傾斜をしないといけな

いんではないかと。そして、バランスのとれたまちづくりを進める必要があると思います。そういう点から、せんだって発表された県の人口推計、それからつい先日の神戸新聞の社説、どなたかごらんになった人があるかどうかなんやけどね、社説。これはどういうことかといいますと、兵庫の人口推計をもとに3割減と向かい合うときでないかという社説が載っただけですね。これは当局が読まれていたら私の質問に対して一定のやはり検討が必要かと、こういうふうになると思うんですけど、それを読まれておったらそれについても感想なり対応がより適切になると思いますが、特に少子化対策でもありますし、また教育施設と教育の機会均等という学校間格差の是正あるいは校区の見直し再編、人口誘導、こういうこととも絡み合いますので、これらは今後の税収にも絡んでまいります。そういう点で、これを真摯に本当に受けとめて、必要な対策を立てないといけないと私は思うんですけど、そういう点について町の対応と姿勢を問いたいと思います。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 将来推計人口が発表されまして、将来の対策と詳細はということでございますが、兵庫県ではこのほど2055年の将来推計人口が公表されております。太子町におきましては、15歳以下の人口はいましばらく増加傾向にあります。減少幅の大きい但馬、淡路地区や佐用町のように人口が半数以下になるということはないものの、本町の年少人口と高齢者人口の占める割合を見ますと、年少人口は現在の16.3%が50年後には9.8%、6人に1人から10人に1人という子供の数が少なくなります。また、65歳以上の高齢者は、現在の15.8%が50年後には41.3%、6人に1人から2.4人に1人となりまして、超高齢社会は必至であるというところでございます。他市町と同様に2005年の3万2,555人から2010年には3万2,842人に増えるというものの、2055年には29.2%が減る見込みでございます。

人口減少は少子化による自然減に加えまして、地方では都市部への人口流出による人口の減少も見込まれておりますが、幸いにも本町は都市基盤整備、沿道サービス業の出店、JR網干駅から京阪神へのアクセスの容易さなどから、全世帯アンケート調査、これは87%でございましたが、太子町は住みやすいという意見が多くありまして、現状では西播磨の中で唯一人口が増加している町であるというところでございます。これにつきまして、今後とも国、県が示された未来予測としっかりと向き合い、このような太子町の生活環境を維持しながら、文化、伝統、自然条件を生かしながら安心して暮らせる持続可能な地域づくりを目指す必要があると考えております。

住みたい、住み続けたい、安心して老いることができる町の魅力づくりの対応ということでございますが、これは先ほども申し上げましたように、人口流出を食い止めるための生活環境の確保とともに、住みたい、住み続けたい、安心して暮らせるまちづくりには子供の人口が増加しているという本町の特性、また子供に関する行政ニーズの多様化を考えますと、子供たちが心身ともに健やかに育つようきめ細やかなサービスの提供等、今後一層子供に関する施策の充実を図る必要があります。

また、将来の超高齢社会の到来は避けて通れないものがあり、高齢化率が急速に上昇することから、福祉サービスの充実、高齢者を見守る体制の整備、地域で支え合う体制などを重点的に進める必要があると思っております。これにつきましても、限られた財源ではありますが、住民ニーズに的確に対応しながら、魅力ある住みよいまちづくりの一層の推進に努めてまいります所存でございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 3点目の都市計画の線引き見直しの点についてお答えいたします。

線引き見直しにつきましては、人口条件等が非常に厳しい状況でございます。そういった中、先日の将来推計人口の減少を見ますと、さらに厳しくなると思っております。そういった中、調整区域では特別指定区域制度が創設されております。現在町内では地縁者住宅区域、新規居住者区域、流通業務区域を指定し、計画的かつバランスのとれた土地利用を進めております。

また、先ほど議員が言われました3自治会では独自にまちづくり協議会が設立し、町の土地利用計画など、単に市街化をするのではなく、保全活動を図りながら地域を見詰め直す取り組みが行われております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井議員。

桜井公晴議員 要はこれ今経済建設部長が答えた、私は既に行われているところはそれでさらに広げると。それから、全体的にこれを広げていく努力も要るだろうと。まだ松尾でやってみて、なお松尾の中でも地域の中に入った人と入らない人とのいろいろ意見あります。だから、そういうことも含めて、地域で自分たちの周りの条件を確立するというようなことを含めてこれを普及していく、それには今年度の予算もある程度の支援策、補助策も講じているようでもありますけれども、全体的に調整区域の中で一つの、前から言われているような幹線道路沿いのどの程度をどうするかという問題もありますし、それは主体的にはこういうまちづくり協議会がすべてのところで立ち上がり、そしてみずからがそういう検討をして自分たちの町を考えると、こういうようなことに支援をしていくことが、手をこまねいて今の人口推計を見ておくことではなくなることなので、それがひいては校区のバランスもまた整理がついてくる一つの施策やと。

同時に、人が張りつくということは財政的にもより充実をしていくと、こういうことにもなるわけですね。そういう総合的な面から人口対策というのは必要でありますし、その

面がたまたま今紹介したような神戸新聞の主張、社説、これ読んでおられたら感想があると思うんですけども、それが対策だと私は思うんです。

その結びのところではこう書いてるんですね。兵庫県でもここ数年をピークに人口減に向かうと見られると。地域社会のあすを考えると示された未来予測としっかり向き合うことが第一歩だと。その前段には、人口が増え、経済も発展するという見方もあるわけで、やはり今までやってきたことをさらに補足し促進するようなことで経済対策やったりすること、それとあわせて魅力的な本当に太子町に住み続けたいと思うような町、これは住み続けるということは安心しておれるということですよ。そういうようなことこそ地方自治の本旨でありますから、そういうまちづくりに心がけるということがなかったら魅力あるまちづくりには私はならないと思うんですね。だから、それをどれだけここで根づかせていくかが今のこの公表されたデータをもとにしてまちづくりに真摯に取り組むということが大事なんじゃないですかね。その辺の姿勢はどうなんですかね。ちょっと町長、説明してくれますか。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） 先ほど来総務部長、また経済建設部長が答弁いたしましたように、私自身はこの太子町、先人がいろいろと事業もなさっております。一つは、東芝の用地の確保、古い昔でございますがそうしたこと。そしてまた、JR網干電車基地、そうした誘致等々がなされ、その影響で阪神間への通勤等々も非常に便利になっているという現状でございます。

いい面を見ますとそういうところでございますが、逆に負の面もございます。誘致した関係上、JR山陽本線を境にして太子町内には町道の陸橋が3本もあるという中で、維持管理膨大な費用を計上していかなければいけないというようなこともございますが、しかし逆に考えていきますと、もしそうしたもの

がなければ今の太子町の発展があるかというとなかなか難しい面があるろうと。このように考えるところでございますし、そうした中我が太子町は22.62平方キロ、狭隘な面積の中での土地開発等々、やはりしっかりと見据えていかなければいけないと、このように考えるところでございますが、何分線引きもなされておりますし、その中での対応をやっていこうと思えば、やはり新しい手法でもってこのこうした特定指定区域制度等々もどんどん導入していかなければいけないだろうと、このように考えるところでございますが、やはり町の発展と申しますと人口が減少するというのは私はいかなるものかとも思いますが、反面今のこの日本の動向を見ておりますと、少子高齢化という言葉も使われ、推計人口も減っていくということがございます。そうしたところはしっかりと見据えて、やはり年いかれた方、また若い方々、お互いのそうした太子町に本当に住んでよかったと言えるようなまちづくりがこれは欠かせないものであらうと、このように考えておりますので、そうした面しっかりと行政執行をしていかなければいけないと、こうして厳しくなればなるほどそういうことを痛切に感じております。

そうした中、やはり議会の議員さんのご協力、またご支援も賜りながらまちづくりに努めていきたいと。これがひいては今後の太子町に大きな影響を与えてこようと、このように考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井議員。

桜井公晴議員 特に、県のまとめた中でたまたまこれ県が発表したんだと思いますけれども、農山村地域での人口減少、高齢化をとめることは難しく、将来無人化する集落が増えていく可能性が高いと。これ県無責任や。こない言うとなや、今言うたような。こういう状態を太子町でつくったらあかんと私はそう思う。

そのためには、今先ほど言いましたような

国の施策で線引きもやりましたけども、線引きによっていろいろ今日のような状況がつくられて、それで先ほどもあるように校区のバランスも欠いとると。こういうことの中ではまちづくり協というのなかなか立ち上げて進めるのは難しいけれども、住民の皆さんがほんまにこれやる必要があるなど、こうしようじゃないかというて町もそれを後ろから押しますよと、支えますよと。線引きについても今までに些少な線引きは直しようわけですから、そういう中でのきちとした整理が必要だろうということで、やっぱり人口ちゆうことには物すごい、それぞれの自治体が結局はその地域その地域で何とかしないと、地産地消の問題も含めて経済もそこで何とかしないといけないと言われるような状況が現時点に生まれてるわけですから、ここではこの死活問題に直接向かうということが必要なんじゃないですかね。そういうことのために、今言うたような施策も今やってる施策も拡充していくと、こういうことでないと結局置いてけぼりにされる可能性が大になると。県なんかの姿勢がそうですから、もう過疎はしょうがないやないかと。こんな言い方されたんではたまったもんじゃないと思うんで、だからここはその立場で臨まないとはやはりいけないと思うんです。

それで、たまたま町長触れたんで言うときますけど、あの施策でもよかったかどうかは問えん、3本のあれね。それで、かつてはやっぱり有年と、どなたがご存じかわからんけど、有年上郡とここと競争したんですわ。これがもし、もしですよ、向こうにあったらここはもっと変わってる、逆に。ここに来たために分断されたということがあるんやから、そうでしょう、3つもかけなきゃならん、維持費がかかる、それで南はほったらかしにされとるとかと言われるようなことが起こる、ほいでおまけに太子町はバイパスとかでみんな東西でばらばらにされとる町や。だから、そういうこと。ただ、JRのことについては西とこで競争して、ここがたまたまこうや

って今は余りええことないと。向こうにあったほうが、ここで、そりゃそうですよ、私はそう思います。ここが通過駅になりますからね、通過駅というのは物すごい違うんですわ。だから、そういう点で言えば識者の中でもいろんな意見を、あのとき負けとったほうがよかったな、太子がとらなんだほうがよかったなという意見をお持ちの方が古い人の中にあります。だから、それはいろいろです。だけど、通過のこのほうがあいうことにならんで済んだということは間違いありません。

だから、その辺はちょっとあえて言うんですけども、太子町が真剣にならんと、それで芦屋やら西宮でも今はええけどもということと同じように言われとるわけですね。だから、その町、その町が自立のことを考えなきゃならんと。こういう中のことやからひとつ、また後々言いますけど、その辺の姿勢はどうですか。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） それはいろいろなお考えをお持ちの方がいらっしゃると思います。私も電車基地には大きくかかわっておりますが、上郡等々の首長さんともお話しする機会が多々あります。今上郡のほうではあのとき逃したのは大きな魚を逃がしたというようなことが言われております。

（桜井公晴議員「向こうはそうやわ」の声あり）

私はたまたま3本のそうした負のほうで陸橋を申し上げましたが、これはやはり事業を起こしていくのにはいたし方ない問題であって、今後のやはり我々後世の人間はそれをしっかり維持管理していかなければいけないと、このように思うところでございますし、もう一点申し上げますと、私は何とか圃場整備ですね、それを太子町でやりたいなという思いが大きくあるんですが、これは農業振興の問題だけではなくして、将来のまちづくりについてもそれが大きなウエートを占めるんじゃないかと思っておりますのでございます

が、なかなかこれは町民の皆さんのご理解を得ることが難しゅうございます。精いっぱい努力をし、太子町の巨大迷路化を避けていきたいと、このように考えるところでございますので、またそうしたところをそれぞれの地域にいらっしゃる議員の皆さん方もお力添えをいただきたいと、このように考えるところでございます。

本当に、先ほど桜井議員おっしゃいましたが、農業政策、過疎のところはだんだん本当に寂れる一方でございます。これは施策が悪いかどうかというのはまた難しい問題でございますが、今逆に地産地消という言葉も使われる中で、その取り組み、抜本的にこれをやればどんと町が変わってくるというような取り組みがなかなか取りづらいというのは今我々太子町の課題ではないかなという思いがいたします。大手家電メーカーとともに歩んできた町でございますので、逆にそうした町民の皆さんと一緒にやって取り組んでいけるような目玉が発せればということは常時頭に置いてこの町政を執行しておりますので、よろしくご協力お願いしたいと思います。

以上です。

議長（北川嘉明） 桜井議員。

桜井公晴議員 あとほまたほかの質疑で補完します。

次に移ります。

揖龍保健衛生施設事務組合における汚職事件についてであります。これでは職員とそれから議員も逮捕されるというような事態に発展をしたわけですが、これの全容の解明と責任の所在を明らかにすべきだと私は思います。それから、原因をしっかりと究明して再発防止に努めると、これはもう大事な点でありますので、これについての説明を求めます。

それから、私はこの一部事務組合の統合ということで前の任期のときからいろいろ言ってきたわけですが、実際にこの事務組合の管理をしたり議決機関である組合議会、そこではその機能を実際果たすことはできな

い、できるような実態にありません。そういう中で、これができるようにするというためには、前から申し上げておりますように、構成団体、いわゆる揖籠の場合はたつの市と太子町がありますが、構成団体間で再度協議を起こして、それぞれの団体の意思が正しく反映されるということでないこれらの管理もできないのではないかと、責任も不明確になるといふことだと思ふんです。

それから、議決機関の関係もいわゆる数の問題で、議決の要件が団体の意思を反映するものになるかといいますと、今の構成では10の中で7と3というような形でありますから、これでは一方の力のほうが強いという形になってしまいますので、これも見直す必要があると、団体間で、こういうふうには思いますが、このことがはっきりさせないといけないうちが来たんではないかと。

具体的には、拒否権という、ごつていこと書いてますけども、議員数の割合を5対4として議決の要件を3分の2にすると、これは団体間のことですから必要なことではないかと。それも、今回の事件のような重要契約、もちろん予算が伴いますから予算の議決、それから規約の改正、改廃等についてもそうありますが、やはり重要議決として3分の2とするというようなことがないと実際は整理がつかないと思ふんです。こういう面を団体間でやっぱりもう一度協議をするということは太子町が言わないとたつの市は言いませんから、そういう取り組みが必要だと思ふんですが、その点どうかということ。

それからもう一つは、一部事務組合へ移管を数年前にしましたけれども、その廃棄物の処理計画とその執行体制、いわゆる廃棄物の収集、搬入等についても、先ほど上田議員のほうで昨年度と今年度は予算変わらないじゃないかと、1億5,000万円余り、が指摘がありましたけれども、こういう点で当該自治体の責任が大きいわけですから、これをやっぱりもとに戻す必要が私はあると思ふんです。町の責任をはっきりさせたほうがいいという

こと、それから換金できる再生リサイクルの廃棄物の処分については、やはり一般競争入札それぞれすべての業務についてとそれから換金できるものについても競争の原理に基づく競争入札によるところが当然やと私は思いますが、そういうふうには改善すべきだと思ふんですが、その点がまた再発防止にもつながってくるし、管理を強化する面にもつながるところと思ふんですが、いかがかと。

それから、施設の管理運営等についても、この議員が逮捕された背景には管理運営に係る改修の問題が絡んでのことです。これも実際に随意契約に等しいような取り組みはやめるべきだと、こう思ふんです。それも町がきちっと申し入れないとたつのは言わんとします。それはそれだけの機能はしないと思ふんです。議会の中でもそれほどの機能はさせられないだろうと私は思ふんです。機能させられるんだしたら説明願いたいと思ふんです。そういう点の説明をまず求めたいと思ふんです。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 今般の事務組合におけますところの不祥事についてのお尋ねでございます。

まず、1点目の全容の解明と責任の所在、原因の究明と再発防止の対策ということでございますが、これまで起訴をされたということでございますが、関係書類等々は押収されたままという現状の中で全容の解明、責任の所在、原因の究明等に関しましては明らかにはなっておりませんので、本席におきまして私のほうから申し上げるところはございません。

それから、現在組合のほうでは事故再発防止委員会の設立に向けまして準備がなされておるといふふうには伺っておるところでございます。

次に、一部事務組合の見直しというところが今おっしゃいましたんですが、この組合の設立に際しましては規約に書いてありますところは基本的な事項ということで、これは当

然組合設立に当たって地方自治法で明確に規定をしておるところでございますので、これは構成団体、たつの市さんと太子町で、十分今桜井議員さんが触れました点も踏まえて議論をされた上での約束事で決められたものでございますので、今般の不祥事をもって太子町のほうからたつの市さんのほうに見直しを申し出るといったところは考えておらない。別の言い方をしますと、今般の不祥事と組合の組織運営といったものは脈絡が違うというところまえ方をいたしておるところでございます。

したがいまして、拒否権の問題にしましても同様でございますし、事務の規約で触れております事務の内容につきましても同様でございます。太子町のほうから見直しを申し出るといったことはいずれも考えておらないというところでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（北川嘉明） 桜井議員。

桜井公晴議員 ちょっと無責任やね。町長、これは町長の責任でしょう。管理者、副管理者。ここの立場は。だから、部長が言うような答えじゃないと私は思うんですよ。

それで、私はこれまでの論議もやってきとんやから、やっぱり太子というのはお荷物のように言われて、消防のときにも大論議しましたわな、前のときに。あれは委託ですから、もう委託になりましたけれども。これは団体間の一部事務ですから、そういう中で団体間の問題が生じたときにはもう一度やっぱり問題提起して整理をすると、これがなかったらいけないと思うんです。

それで、組合議会なんかではこんな話が出たりしとるようですけども、太子気に入らんのやったら出ていかんかいと。何ちゅうことまた言うんやと、そこで。だれが言うたか知らんけど。そんなことを言うようなこと、気に入る気に入らんから出る出んと違いますやん。これこそ火葬場、それから大きなごみ処理、それからし尿処理、こういうものにつ

いては共同処理のほうが効率がええというてやり始めたわけですから、その効率がええということと公平ということ言えば、一団体が一団体に屈服し、追随すると。これは不正なんですよ。だから、そういう面で何もいっつも拒否権があるとかということじゃないですけれども、必要なことについては拒否ができるようなことが対等なんですわ。そういう意味でお互いに尊重し合ったら全会一致になるはずですよ。また、全会一致になるような運営こそしないとイケないと。どちらもが合意をして進めるべきものだとは私は思うんで、あえてもう一度問い直さなきゃならないことだということ今言よんですよ。

それと管理体制が、やっぱり事務組合というのは、ここでも何回か質疑をしても、特別地方公共団体がありますからと、こういうふうに説明してきた経過があります。確かにそうです。しかし、負担をするのは太子町でありたつの市であると。こういうことの中で、それぞれ負担する限りにおいてはその裏づけとなるものをしっかりと検証をして、そして場合によってはそれがぐあい悪いというように言えることこそ大事なんやね。そのことが今問われていると思うんで、そのことを私は指摘しとんです。だから、拒否権とかというようなことを言うてますけども、やっぱり団体間が尊重し合うような形になってこそ大事です。だから、そういう面がそがれているようなこともありますから言っております。

それから、今答えていないのが、事務組合に移管した廃棄物のこと。私これ言うてますやろ。何でこのことは答えないんですかね。廃棄物の処理計画つくって自分とこでやるというのは、地方自治体の、これこそ地方自治法からいうても、廃棄物の処理法からいうても、こんな余り説明しよると時間が足らんのやけども、廃棄物の処理計画というのは市町村の事務なんですよ。それをたまたま一部事務組合があるからというてそっちへ移管した。それが移管したことが今問題になっとんです、太子町で。金が高いとか。だから、や

っぱりもとへ戻してきちっと検証しないと  
いけないと。それで、向こうでは検証できる、  
太子が言うとおりにとんとんと言われたら  
まいやと。そしたら、太子どない言よんやと  
いうたらもう一つはつきりしないと、データ  
は向こうが持ってますと、決定権は向こうが  
持ってます。そういうことになったら、責任  
逃ればっかりしとったらできないでしょう。  
だから、それははつきりさせないとけない  
のと、それで町長もきのうの開会のあいさつ  
で、迷惑をかけ心配をかけたことにはおわび  
すると。今後たつの市と連携し、二度とこの  
ような事件を起こさないように原因の究明と  
管理体制を強化すると、こういう、きのう言  
われましたわな。だから、そういう原因の究  
明とかというのはいもう起こるべきして起こ  
ると私は思うとるわけですね。その書類が  
あるなかろうが、ああいう形になって権力  
が集中しとると。その結果生まれたことで  
あり、それに管理も全然できてないと。それ  
で、自立機関の議会はそれが一緒になってよ  
いしょしとるから逮捕されると、こういう  
ことが起こるとるわけですから、そんなこと  
では全然チェックもでけへんと。だから、そ  
こを是正しないとけないと。だからまず、  
最初にやるべきことはそこにあるんじゃない  
かということも言ってるんで、町長、どう  
ですか、それは。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） 先ほどおっしゃいま  
したように、この問題は私が答えなければなら  
ない問題であろうと、このように思うところ  
でございますが、先ほど部長が答弁いたしま  
したように、この事件と組織等々の問題とは  
やはり私はかけ離さなければいけないと、絶  
対にどういう組織であってもあつたことが  
起きるといふことは、私はあつてはならない  
ことであると、このように考えております。

そうした中、いろいろなことを申し上げら  
れましたんですが、私も、この処理計画等々  
おっしゃってますが、少しでも経費を安くし  
ようというようなことで、各地域の地区の行

政懇談会でも収集の形態の話も持ち出して、  
自治会長さん方ともお話をさせていただいて  
おります。それがやはりこつと変えるとい  
うことは今のところなかなか難しいというよ  
うなことで現形態でやらせていただいております。

それから、組合議会の関係でございます  
が、私は何もたつの市と太子町との張り合い  
といひますか、そういうことはしなくていい  
と思います。お互いが組合議会の議員であれ  
ば発言権も持っておりますので、そうした中  
での対応を考えていただきたいと、このよう  
に思うところでございます。

いずれにいたしましても、この事務組合の  
運営のあり方、抜本的に考えていかなければ  
いけないと、このように思います。それもや  
はり管理者と副管理者の私もあわせて一度こ  
の事件等々も考え合わせながら掘り起こして  
みたいと、このように思います。しかしなが  
ら、形態が形態でございますし、プロパー職  
員とそれから派遣職員との関係等々も大きな  
問題を醸してるのではないかなという思いも  
いたすところでございます。一度こうした捜  
査等々も終了した段階で、先ほど部長のほう  
も申し上げましたように、再発防止委員会も  
立ち上げる準備を今整えておるところでござ  
いますので、そうした中でも練り合わせなが  
ら組織のこの組合のあり方、運営のあり方と  
いうのを考えていきたいと、このように思っ  
ております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井議員。

桜井公晴議員 次の質問だけ言うとかと  
質問しとらんといけませんから言いますけ  
ど、あとはこのことはもう少しまた後の機会  
にも質問したいと思ひます。

あと、契約の件であります。この件につ  
いては質問で通告しておりますように、これ  
からのあり方として入札、契約のあり方につ  
いては工事請負、物品購入、委託等の契約を  
必要とするものにつきましてはやはり一般競  
争入札が私は当たり前だと。絶えず改善する

立場で対応しなければならないと思います。  
これへの対応について。

それから、条件を付さない競争入札と最低制限価格はいつもやっておりますと、類推されるということを地で行っているようなもので、またあわせて一般競争入札と言いながら指名競争入札と同じでは談合の発生しやすい要素を残すと。だから、改善が必要だと思えますが、その点と。

それから、随意契約で委託料に絡むことでもありますが、議会でもちょいちょい問題に私もしてますし、ほかでもなります皮革汚水前処理場等の運転管理委託、今年度の予算も5,700万円、5,000万円余りありますね。こういうようなことについては、実際は随契と同じですからこういうことはやめるべきだと、こういうふうにも思いますので、その改善策、また改善は日々やっぱりやらないといけませんから、その取り組みについて説明を求めます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 工事請負、物品購入、委託契約ということでございますが、競争させるという点におきまして、これはもう原則でございます。より良質で安価なもの、だれもがもっともなことと思うところでございます。そういう状況の中で入札に付する場合、また見積書を徴して競争させる場合、いろんなケースがございますので、この問題を一言で説明ということはなかなか難しく思っております。議員がおっしゃるように、改めるべきところは改めていきたいと考えております。

また、最低制限価格の品質の確保という観点からは、建設工事は設けておりますが、今後も引き続き継続していかなければならないものだろうと現在は考えております。

前処理場の関係でございますが、それも特定のものでございまして随意契約という形をとっておりますが、現在のやり方でやるべきところはやらせていただいて、入札に付するもの、見積もりを徴するもの、そういったものがございすればそういった方向へ転換していきたいと考えております。

議長（北川嘉明） 桜井議員。

桜井公晴議員 後でまたこれはほかの機会にやりますけども、随契というのは町の財務規則から見ても範疇超えとうでしょう。もう一回それとの検証してもらわんとあかんね。もう随契の範囲といったらわかってるはずですから。もう工事は130万円とかそういうことになってますわね、財務規則。だから、こういうようなことから検証しても、それから最低制限価格も類推をさせるように制限価格を置いとるようなもんだと思いますので、今後またこの追求はします。

それじゃあ、終わります。

議長（北川嘉明） 以上で桜井公晴議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月3日午前10時から再開します。

ご苦労さまでした。

（散会 午後4時02分）